

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成26年10月20日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、選挙管理委員会・監査委員・ 公平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（中川嘉彦委員）	
散会の宣告	59

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成26年10月20日(月) 午前9時59分 開会
午後4時22分 散会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 野口 博 副委員長 水谷 毅 委員 三好義治
委員 中川嘉彦 委員 渡辺慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
秘書課長 池上 彰 同課参事 荒井陽子
政策推進課長 谷内田 修 同課参事 上田和生
人事課長 大橋徹之 人権女性政策課長 川西浩司
総務部長 有山 泉 同部参事兼市民税課長 和田元伸
同部参事兼市史編さん室長 東角泰典
総務課長 松方和彦 防災管財課長 西川 聡 財政課長 石原幸一郎
情報政策課長 楨納 縁 同課参事 妹尾紀子 固定資産税課長 中西利之
納税課長 岩見賢一郎 工事検査室長 宮木茂実
会計管理者兼会計室長 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
同局次長 山下 聰
消防長 熊野 誠 消防本部次長兼消防署長 樋上繁昭
消防本部参事兼総務課長 明原 修 予防課長 納家浩二
警備課長 橋本雅昭 警防第1課長 松田俊也 警防第2課長 萩原秀夫
警備課参事兼警防第1課参事 木下正雄
警備課参事兼警防第2課参事 幸田英基

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 湯原正治

1. 審査案件

認定第1号 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第4号 平成25年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○野口博委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

まず最初に、野口委員長、それから水谷副委員長には、このたびの正副委員長ご就任おめでとうございます。

秋の行事等々で何かとお忙しいところ、委員会を開催いただきまして大変ありがとうございます。

本委員会では、平成25年度の歳入歳出決算のご審査を賜ります。何とぞ慎重審査の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一旦退席をさせていただきます。

○野口博委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名員は、三好委員を指名します。

審査の順序につきましては、まず最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に認定第4号の審査を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○野口博委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

有山総務部長。

○有山総務部長 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入ですが、26ページ、款1

市税、項1市民税、目1個人は、前年度に比べ0.3%、1,298万8,976円の減額となっています。

目2法人は、前年度に比べ14.1%、2億7,431万9,249円の減額となっています。

項2固定資産税、目1固定資産税は、前年度に比べ0.4%、3,395万595円の増額となっています。

項3軽自動車税、目1軽自動車税は、前年度に比べ2%、171万5,445円の増額となっています。

項4市たばこ税、目1市たばこ税は、前年度に比べ13.4%、1億9,507万7,259円の増額となっています。

項5都市計画税、目1都市計画税は、前年度に比べ0.7%、1,138万7,717円の増額となっています。

款2地方譲与税、項1地方揮発油譲与税、目1地方揮発油譲与税は、前年度に比べ1.8%、84万9,000円の減額となっています。

項2自動車重量譲与税、目1自動車重量譲与税は、前年度に比べ5.5%、610万円の減額となっています。

28ページ、款3利子割交付金、項1利子割交付金、目1利子割交付金は、前年度に比べ2.4%、109万1,000円の減額となっています。

款4配当割交付金、項1配当割交付金、目1配当割交付金は、前年度に比べ83.5%、2,944万3,000円の増額となっています。

款5株式等譲渡所得割交付金、項1株式等譲渡所得割交付金、目1株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ1,126.8%、9,125万7,000円の増額となっています。これは、景気回復等により株取引が活性化したことによるものです。

款6 地方消費税交付金、項1 地方消費税交付金、目1 地方消費税交付金は、前年度に比べ0.9%、818万4,000円の減額となっています。

款7 ゴルフ場利用税交付金、項1 ゴルフ場利用税交付金、目1 ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ10.6%、18万4,885円の減額となっています。

款8 自動車取得税交付金、項1 自動車取得税交付金、目1 自動車取得税交付金は、前年度に比べ8.8%、710万円の減額となっています。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金、目1 地方特例交付金は、前年度に比べ7.9%、742万3,000円の減額となっています。

款10 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税は、前年度に比べ24.9%、1億78万7,000円の増額となっています。これは、2億3,597万7,000円の特別交付税に加え、2億6,998万2,000円の普通交付税の交付を受けたことによるものです。

款11 交通安全対策特別交付金、項1 交通安全対策特別交付金、目1 交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ6.3%、99万6,000円の減額となっています。

30ページ、款13 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、庁舎施設等使用料です。

32ページ、目5 土木使用料は、市営住宅使用料及び市営住宅用地使用料です。

34ページ、項2 手数料、目1 総務手数料は、税務諸証明手数料及び税務督促手数料です。

36ページ、目4 土木手数料は、自動車保管場所使用承諾証明手数料です。

38ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、

地域経済活性化・雇用創出臨時交付金です。

目4 土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金です。

40ページ、目6 消防費国庫補助金は、防災情報通信設備整備事業交付金です。

項3 委託金、目1 総務費委託金は、基幹統計調査委託金及び統計調査員確保対策事業委託金です。

42ページ、款15 府支出金、項2 府補助金、目1 総務費府補助金は、総合相談事業交付金、緊急雇用創出基金事業補助金及び大阪府市町村振興補助金です。

48ページ、項3 委託金、目1 総務費委託金は、府税徴収事務委託金です。

50ページ、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、土地貸付収入です。

目2 利子及び配当金は、各種基金利子収入です。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入は、土地売払収入です。

款17 寄附金、項1 寄附金、目1 寄附金は、一般寄附金です。

52ページ、款18 繰入金、項1 特別会計繰入金、目1 財産区財産特別会計繰入金は、市場池の貸付収入の一部を一般会計に繰り入れています。

項2 基金繰入金、目6 市営住宅整備基金繰入金は、1,300万円を繰り入れています。

款19 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金は、市税延滞金です。

項2 市預金利子、目1 市預金利子は、歳計現金に係る預金利子です。

54ページ、項3 貸付金元利収入、目3 家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金です。

項4 雑入、目1 滞納処分費は、大阪府不動産合同公売等に係る滞納処分費です。

目2 雑入の主なものは、市町村振興協会交付金や水道事業会計からの収入などです。

次に、64ページ、款20市債、項1市債、目1総務債は、コンピュータシステム新規構築事業債及び防犯灯設置事業債。

目2民生債は、民間保育所施設整備補助事業債及び子育て総合支援センター遊戯室耐震補強等事業債。

目3土木債は、吹田操車場跡地まちづくり事業債、JR千里丘駅エレベーター設置事業債、新在家鳥飼上線道路整備事業債、新在家鳥飼中線外1路線改修事業債、鶴野新橋外2橋梁耐震化事業債及び阪急正雀駅前道路改良事業債。

目4教育債は、学童保育室施設整備事業債、温水プール改修事業債、テニスコート改修事業債、小学校耐震補強等事業債及び中学校耐震補強等事業債。

目5消防債は、情報収集伝達体制整備事業債。

目6臨時財政対策債は、普通交付税で基準財政需要額に算入されたものについて市債発行したものです。

款21繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、8億78万9,301円であり、その内訳は、繰越事業充当財源が1億4,029万1,500円。平成24年度決算剰余金が6億6,049万7,801円となっています。

続いて、歳出ですが、70ページからの款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、節1報酬のうち、総務課分は、市史編さん事業に係る嘱託員報酬及び委員報酬です。

節7賃金は、総務課の非常勤職員等賃金及び工事検査嘱託員賃金です。

72ページ、需用費のうち消耗品費、総務課分は、印刷用紙などです。

74ページ、役務費のうち通信運搬費、総務課分は、摂津市史編さん事業に係る電話料金です。

委託料は、市例規集委託料など、使用料及び賃借料は、パソコン等借上料などを執行しています。

備品購入費は、庁内印刷事業に係る庁用器具費です。

76ページ、繰出金、財政課分は、児童手当に係る水道事業会計への繰出金です。

目2文書広報費の主なものは、市全体の郵送料などです。

78ページ、目3会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費です。

目4財産管理費は、庁舎や市有財産などの維持管理経費を執行しています。

82ページ、目9電子計算費は、住民情報システムなどに係る経費を執行しています。

90ページ、目16財政調整基金費、目17公共施設整備基金費、目18減債基金費及び目19土地開発基金費の各基金費は、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものです。

項2徴税費は、目1税務総務費から92ページ、目2賦課徴収費で、税務事務に係る経費を執行しています。

100ページ、項5統計調査費は、目1統計調査総務費から、目2基幹統計調査費で、統計に係る一般事務経費や各種統計調査などの統計法に基づき実施した基幹統計調査に係る経費を執行しています。

次に、164ページ、款7土木費、項5住宅費、目1住宅管理費では、市営住宅管理運営経費を執行しています。

次に、172ページ、款8、消防費、項1消防費、目4災害対策費では、防災対策に係る経費を執行しています。

次に、208ページ、款10公債費、項1公債費、目1元金は、前年度に比べ2,696万6,211円の減額となっています。

目2利子では、前年度に比べ5,926万2,390円の減額となっています。

款12予備費、項1予備費、目1予備費は、170万1,760円を充当しています。その内容は、款2総務費、項1総務管理費、目8固定資産評価審査委員会費で、弁護士費用等の訴訟委託料に45万9,900円。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目1道路橋りょう総務費で、道路管理瑕疵による損害賠償金に32万8,381円。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費で、小学校徴収金支払分の補填に91万3,479円を充当しています。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 乾市長公室長。

○乾市長公室長 平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、一般会計歳入歳出決算書38ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、社会福祉費補助金は、4月からの消費税率引上げに伴い、低所得者や子育て世帯への配慮として実施される臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の事務執行経費に係る補助金でございます。

42ページ、款15府支出金、項2府補助金、目1総務費府補助金、総合相談事業交付金のうち19万8,000円は、人権相談事業等に係る補助金でございます。

48ページ、項3委託金、目1総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係る事業委託金でございます。

54ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入、雑収入は、秘書課分として広報紙広告掲載料、ホームページ広告掲載料は、市広報紙及びホームページに広告を掲載いたしました収入でございます。

人事課分として、退職手当水道事業会計負担金は、退職手当の支給に当たり水道事業会計に属したことのあつた職員については、その在職期間分を勤続年数で按分し水道事業会計の負担といたしたものでございます。

派遣職員給与等負担金は、岩手県釜石市、大阪府後期高齢者医療広域連合及び大阪府市町村振興協会への派遣職員に係る給与等負担金でございます。

臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、事務処理上、市が一括して保険料を支払うことに伴い、対象者から個別に徴収しました掛金を収入したものでございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算につきましては、決算概要24ページの給与費決算額調書に記載いたしております。

平成25年度に支出いたしました給与費の総額は54億806万9,275円で、前年度に比べ4.4%、2億5,007万4,447円の減少となっております。給与費の内訳といたしましては、報酬で2億9,105万8,982円、給料で21億9,118万4,480円、職員手当等で20億9,316万9,183円、共済費で8億3,265万6,630円の執行となっております。

そのうち報酬では、前年度に比べ0.3%、84万8,069円の減少となつており、これは基幹統計調査事業におけ

る調査員報酬が増額になった一方で、議員定数の削減及び平成25年11月1日から平成26年3月31日の間、議員報酬を3.8%減額したことが主な要因でございます。なお、減額による影響額は216万2,200円でございます。

給料では、前年度に比べ3.2%、7,318万4,844円の減少となっております。これは平成25年11月1日から平成26年3月31日の間、給料月額を一律3.8%減額したこと及び退職不補充等による職員数の減が主な要因でございます。なお、給料減額による影響額は3,551万4,766円でございます。

職員手当等では、前年度に比べ7.2%、1億6,153万7,663円の減少となっております。これは退職手当が5億9,338万8,814円の執行で、前年度に比べ18.4%、1億3,365万2,544円の減少となったことが主な要因でございます。なお、平成25年度の退職手当支給者は28名で、前年度に比べ5名の減少となっております。

共済費では、前年度に比べ1.7%、1,450万3,871円の減少となっております。これは平成25年11月1日から平成26年3月31日の間、給料月額を一律3.8%減額したことが主な要因でございます。なお、給料減額による影響額は751万7,011円でございます。

次に、人件費以外の主な内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明申し上げます。

まず、決算書72ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、報償費では、人事課分として職員研修の講師費用を支出したものでございます。

同じく72ページ、需用費及び74ページ、役務費につきましては、市長公室全

般に係ります業務執行上の必要経費を支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し執行したところでございます。

同じく74ページ、委託料につきましては、秘書課分として秘書派遣料、人事課分として職員採用試験、係長級昇任試験の試験問題作成等委託料、職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、人材育成のために実施している管理職養成等研修委託料などを執行したものでございます。

76ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、秘書課に係ります各市長会負担金、人事課に係ります職員厚生会補助金や職員自主研究グループ補助金、専門能力開発向上事業に係る各種職員研修負担金でございます。

同じく76ページ、目2文書広報費では、秘書課分の主なものとしまして、広報せつつの発行及び配布等に係る経費のほか、ホームページ保守・管理経費などを執行したものでございます。

80ページ、目5企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費で、その主なものとしまして、別府地域におけるコミュニティセンター基本設計委託料、基本設計に当たり開催しましたワークショップに係るアドバイザー報償金等を執行したものでございます。

次に、84ページ、目11女性政策費につきましては、男女共同参画計画推進のため市民に参画いただいております女性政策推進市民懇話会等に係る経費、男女共同参画社会を目指すための啓発紙の発行等に要した経費でございます。

また、目12男女共同参画センター費につきましては、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつにおける相談事業や講座開催、せつつ女性大学の開催等に係る経費でございます。

88ページ、目15諸費は、人権啓発等に係る経費でございます。そのうち主なものとしましては、委託料で平和のつどい委託料、負担金、補助及び交付金で、摂津市人権協会補助金、大阪府人権啓発・人材養成分担事業分担金を執行いたしております。

次に、116ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目8臨時福祉給付金給付事業費は、給付事務に従事する職員の人件費のほか、システムネットワーク構築委託料などを執行いたしております。

目9子育て世帯臨時特例給付金給付事業費は、臨時福祉給付金給付事業費と同様の経費を執行いたしております。

最後に、220ページ、(4)出資による権利でございますが、一般財団法人アジア太平洋人権情報センターにおいて、各団体からの出捐金により構成される基本財産の一部が取り崩されたため、本市の件につきましても当該出捐割合に応じ、8万7,552円が減少し、年度末残高が116万651円となったものでございます。

以上、市長公室に係る決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 続いて、熊野消防長。

○熊野消防長 認定第1号、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部所管事項につきまして、目を追って、主なものについて説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、決算書36ページをお開き願います。

款13使用料及び手数料、項2手数料、目5消防手数料は、危険物設置許可等及び検査手数料、保安3法設置許可等及び検査手数料、り災等の証明書発行に伴う手数料でございます。

40ページ、款14国庫支出金、項2

国庫補助金、目4土木費国庫補助金は、鳥飼出張所耐震診断に係る交付金でございます。

48ページ、款15府支出金、項2府補助金、目6消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金及び権限移譲交付金でございます。

60ページ、款19諸収入、項4雑入、目2雑入の消防団員退職報償費は、消防団員の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道の救急出動に係る交付金でございます。

次に、歳出でございますが、概要につきましては、決算概要126ページから132ページにかけて記載しておりますので、あわせてご参照願います。

決算書166ページをお開き願います。

款8消防費、項1消防費、目1常備消防費、節7賃金は、臨時職員1名分の賃金でございます。

節9旅費は、大阪府立消防学校等への職員派遣研修に係る普通旅費でございます。

節11需用費は、消防活動上必要な物品、活動服等貸与被服の購入及び緊急情報システム交換部品等の購入並びに消防車両、消防庁舎の修繕等維持管理経費でございます。

168ページ、節12役務費は、一般加入回線、専用回線、携帯電話等の通信運搬費、消防活動用高圧ガスボンベ検査等の手数料並びに車両の保険料等でございます。

節13委託料は、消防庁舎の清掃、庁舎設備等の保守管理委託、緊急情報システム等保守管理委託、消防・救急デジタル無線整備の実施設計委託及び職員特別健康診断委託でございます。

詳細につきましては、事務報告書の405ページ、418ページ及び429ペー

ジに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

次に、節14 使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地借り上げ、仮眠用寝具借り上げ等でございます。

節18 備品購入費は、機械器具費として軽貨物自動車購入に係る経費並びに消防器具費として空気呼吸器用高圧ボンベ及び化学防護服等の購入に係る経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営に係る負担金、消火栓新設修理負担金及び救急救命士の養成等をはじめ、職員の教育派遣に係る負担金並びに救急安心センター運営に係る負担金等でございます。

次に、170 ページ、目2 非常備消防費、節1 報酬は、346名の消防団員報酬でございます。

節8 報償費は、11名の消防団員退職報償金等でございます。

節9 旅費は、火災等出動旅費延べ167名分及び訓練、歳末非常警戒並びに消防出初め式等の出動に係る費用弁償でございます。

節11 需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品の購入並びに分団配備の消防ポンプ自動車7台、小型動力ポンプ積載車22台、小型動力ポンプ22台の維持補修等の経費でございます。

節18 備品購入費は、小型動力ポンプ1台の更新に係る経費でございます。

節19 負担金、補助及び交付金は、消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助金及び消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金等でございます。

以上、消防本部の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。
○野口博委員長 続いて、井口総合行政委員会事務局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、平成25年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員の事務局が所管いたします項目につきまして、目を追って、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、40 ページ、款14 国庫支出金、項3 委託金、目1 総務費委託金の選挙費委託金は、参議院議員通常選挙費委託金及び在外選挙人名簿登録事務委託金でございます。

次に、歳出でございますが、82 ページ、款2 総務費、項1 総務管理費、目7 公平委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

同じく、目8 固定資産評価審査委員会費は、委員報酬のほか訴訟に係る委託料及び事務的な経費でございます。

続きまして、96 ページ、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

次に、98 ページ、目2 参議院議員通常選挙費は、平成25年7月21日執行の第23回参議院議員通常選挙に係ります管理執行経費でございます。主なものといたしましては、投票立会人等報酬、従事者の人件費、入場整理券郵送等の通信運搬費、ポスター掲示場設営撤去等の委託料などでございます。

同じく、目3 市議会議員一般選挙費は、平成25年9月15日執行の第12回摂津市議会議員一般選挙に係ります管理執行経費でございます。主なものといたしましては、投票立会人等報酬、従事者の人件費、入場整理券郵送等の通信運搬費、ポスター掲示場設営撤去等の委託料、選挙公営制度交付金などでございます。

最後に、102 ページ、項6 監査委員

費、目1監査委員費は、委員報酬及び事務的な経費でございます。

以上、決算の補足説明とさせていただきます。

○野口博委員長 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

中川委員。

○中川嘉彦委員 おはようございます。

よろしく申し上げます。

まず、基本的には決算概要を中心に、また平成23年度からの3年間の比較をポイントに、また各課ごとに質問をさせていただきたいと思っております。分けたつもりですが、質問が所管外だったりするかもしれません。そのときはお許してください。

過去を振り返り、分析、勉強し現在があり、現在、過去からよりよい未来を導き出し創造する。大事なことだと思っています。また、過去の委員会や一般質問と重複している点があるかもしれません。また、わかりやすく理解するためにも数字がたびたび出てきますし、紙を読むことが多いですが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、財政課から質問させていただきます。

1点目、市政運営の基本方針の1ページ、平成25年度森山市長の市政運営基本方針の中で3本柱があります。その一つにお金づくり、または財政健全化と掲げられておりますが、決算を迎えてどうだったのか、どういうことをなさってこられたのか、総括的なお話をお教えます。

2点目、決算概要32ページ、歳入総額ですが、平成23年度333億4,914万1,000円、平成24年度321億9,244万3,000円、平成25年度329億4,801万9,000

円、23年度から24年度にかけて約11億6,000万円減、24年度から25年度にかけて約7億6,000万円増です。推移の傾向と内容の評価についてお教えます。

3点目、決算概要の32ページ、積立金取崩額が、平成23年度9億7,314万円、平成24年度0円、平成25年度1,270万8,000円となっておりますが、積立金を取り崩した要因をお教えます。

4点目、決算概要の32ページ、歳入の中心の基礎的収入額である標準財政規模ですが、平成23年度180億9,845万円、平成24年度181億6,396万3,000円、平成25年度182億4,013万円と着実に増加していますが、その内容と評価をお教えます。

5点目、決算概要34ページ、実質収支比率ですが、平成23年度1%、平成24年度3.6%、平成25年度3.8%、おおむね3%から5%が望ましいと言われていた中で回復、改善してきていると感じますが、どのように改善に取り組まれてきたのかお教えます。

6点目、決算概要34ページ、経常収支比率ですが、70%から80%がおおむね望ましいと言われていた中で98.7%となっており、単純比較できませんが、平成24年度府内都市平均94.9%、全国市町村平均90.2%と比較しても悪いことが考えられます。それについてどのような認識をお持ちなのかお教えます。

7点目、図説、摂津市財政の10ページ、歳入は、人口減少、企業収益の改善の遅れ、土地の価格の下落などで急激な増収は見込めませんし、歳出も扶助費が増大していくのは明らかです。経常収支

比率に影響してくる歳出の部分で大きい比率を占める人件費は注目されやすいポイントだと思います。歳出の構成についてどのようにお考えなのかお教え願います。

8点目、決算書12ページ、平成25年度の歳入総額予算現額354億8,620万6,500円に対し収入済額は333億2,133万6,233円となっています。この差異についてどのような内容なのか、その原因をお教え願います。

9点目、決算書16ページ、歳出ですが、平成23年度334億5,712万5,437円、平成24年度317億5,067万7,262円、平成25年度325億7,021万8,684円と推移しています。平成25年度予算現額354億8,620万6,500円に対しての差異についてどうお考えかお教え願います。

10点目、中期財政見通しの2ページ、一般会計についてですが、平成24年度決算では約6億6,000万円の実質収支黒字でした。平成25年度決算は、市税収入が前年度より9,100万円減少したにもかかわらず、ほぼ同額に近い約6億9,000万円の実質収支黒字です。しかし、中期財政見通しの平成25年10月試算値ベースで見ると、9,800万円の予想でした。これは大きいところでいうと、たばこ税の増収分が大きく影響していると思います。この見通しの差異についてお教え願います。

11点目、平成25年10月中期財政見通し2ページ、中期財政見通しで歳入の試算値（決算ベース）を見ると、平成25年約300億円、実際の収入済額約340億円と約40億円もの差が生じています。どのように試算されたのか、また差額の内容についてもお教え願います。

12点目、平成25年10月中期財政見通しでは、法人税率の変更が含まれているのか、含んでいる場合はどれぐらい予想に影響しているのか、再度確認のためにお教え願います。

13点目、平成25年10月中期財政見通し2ページ、主要基金状況ですが、中期財政計画では当初7,800万円が、今期3億4,300万円となっております。過去の基金の増減額を見ると、平成23年度1億2,500万円、平成24年度9,300万円、まちまちですが、間違いなく今後は扶助費の増大による基金の取り崩しが激しくなると思います。今後、適正だと思う基金のあり方についてお教え願います。

14点目、決算概要46ページ。一般事務事業の住民生活に光をそそぐ交付金返還金の内容をお教え願います。

15点目、事務報告書57ページ、58ページ。指名競争入札ですが、市外業者でその他発注件数5件、9,266万4,000円となっています。事務報告書をうまく読み取れませんでしたので、単純にいきますと、1件当たり1,850万円程度になります。そうなると、事後審査型制限付一般競争入札でもおかしくないのかと思いますが、指名競争入札になった理由、それぞれの物件、金額、理由をお教え願います。

16点目、事務報告書同じく57、58ページ。建設工事は、土木一式工事と建築一式工事と26の専門工事がありません。その他ということは、土木・建築以外と考えられます。そう考えると、摂津市での土木・建築以外の業者はどのようなになっているのか、企業数、専門工事の種別をお教え願います。

17点目、事務報告書57、58ページ。指名競争入札では、その他以外事後

審査型制限付一般競争入札は全て市内業者に発注されています。しっかり公平な市場原理が働いている入札だと思いますが、地元要件など、縛りがあるのでしょうか。お教え願います。

18点目、事務報告書同じく57、58ページ。平成25年度の工事で、今は入札保証金は免除になっていると思いますが、落札しても工事請負契約を締結しなくて、違約金100分の5以上徴収した事象はなかったのか、お教え願います。

19点目、事務報告書57、58ページ。工事請負契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するか、保険会社で公共工事履行保証を受ける必要があります。現在、資材が高騰し、入札が不調になるケース、また途中で業者が破産、工事が履行されないケースも出てくると考えられます。このようなことはなかったのか、お教え願います。

次に、秘書課の所管を質問させていただきます。

20点目、決算概要40ページ。一般事務事業の中で、全国市長会、近畿市長会、大阪府市長会、北摂市長会、北大阪副市長・副町長連絡会の負担金ですが、第2次安倍内閣で地方創成大臣のポストができました。これからは、地域主権がますます進行し、地方自治体が注目されていくでしょう。そんな中で、どのようなことが話し合われているのか、摂津市はどのように進んでいくのか、国・市長会の方向性は一緒なのか、具体的に何か広域連携のような話が出ているのか、摂津市に大きく関係するようなことが議題にあるのか、お教え願います。

21点目、決算概要42ページ。秘書事務事業の市交際費ですが、平成25年度の決算、392万6,710円には市

長・副市長の秘書及び交際となっております。近年、政務活動費の使い方はテレビでたびたび問題になっています。意味合いは違うかもしれませんが、大まかで大きなくくりでも結構ですので、支出内容をお教え願います。

22点目、決算概要48ページ、事務報告書11ページ。広報事務事業、広報紙全戸配布業務委託料474万4,480円で、1日号4万6,500部、15日号3万1,000部となっております。これ以外に配布方法、冊子化、月1回化など、課題は多岐にわたります。この課題は一旦横に置いておきましても、現在の広報体制の下でさらなる市民情報提供の充実を図ることも必要と考えます。配布戸数はどのように算出されているのか、世帯数、企業数を考慮してどのように捉えているのか、認識の内容をお教え願います。

23点目、決算概要48ページ、決算書55ページ、事務報告書11ページ。ホームページ事業ですが、摂津市一般会計歳入決算書の諸収入、雑入で、平成24年度は広告掲載料一まとめで253万5,000円となっており、平成25年度は広報紙広告掲載料、155万4,000円、ホームページ広告掲載料111万9,000円と微増です。広報せつへの有料広告掲載状況では、掲載枠数は前年度より6増えて62、掲載社数は6増えて18と、努力していただいていることがよくわかります。今後の広告収入を増やすための取り組みについて、広報紙とインターネットを分けてお考えをお教え願います。

24点目、事務報告書11ページ。インターネットのアクセス数で見ますと、平成23年度36万4,637件、平成24年度36万9,972件、平成25

年度47万2,655件と、24年度から25年度にかけてはかなり増えていると思いますが、私はまだまだ少ないと感じています。さらなるアクセス数を上げるための施策があるのか、どういう取り組みをされているのか、お教え願います。

25点目、事務報告書11ページ、広報板ですが、微減になっております。3年連続減少しております。お年寄りの方々にとっては、身近な情報ツールです。広報板の設置基準、また古いものを取り替えていく基準、また今後の方針をお教え願います。

次に、政策推進課です。

26点目、決算概要50ページ。コミュニティセンター構想事業ですが、私は安威川以南の別府に新しくできるコミュニティセンターのタウンミーティングに参加させていただきました。皆さん、新しいものができる楽しみ、喜びと不安がひしひしと感じられました。市民活動の活性化、多様な学習機会の提供、地域活動拠点としても誰もが気軽に利用できる施設として、担っていただきたいと思えます。参加者の方々の顔ぶれを見て、本当に別府地域の生涯学習対策や若者の意見などが反映されるようなメンバーで運営されていたのか、その認識、また平成25年度の進捗状況をお教え願います。

27点目、決算概要50ページ、事務報告書15ページ。観光あるき実行委員会負担金20万円とありますが、これは阪急京都線観光あるきでウオーキングイベントを通じて、地域の魅力を再発見する企画です。私もことしの4月7日、参加させていただきました。桜の満開のころ、阪急摂津市駅を出発して、新幹線公園に行きました。そのほかにも、史跡、名勝を組み合わせたコースでした。ほかにも、あと2回開催されております。こ

のような取り組みをすることによって、どのような成果、効果をお考えなのか、また、どんな方々が参加しているのか、お教え願います。

28点目、決算概要82ページ。臨時福祉給付金給付事業と子育て世帯臨時特例給付金給付事業についてですが、消費税率の引き上げに対しての国のセーフティーネット対策ですが、本年度から給付が始まりました。予算の執行率も60%程度となっておりますが、準備不足なく給付できたのでしょうか。現在の状況を含め、お教え願います。

次は、人事課です。

29点目、事務報告書23ページ。人件費事業ですが、職員数を見ると平成25年度は平成23年度に比べると27人少ない685人になっています。臨時職員数、非常勤職員数の実態をお教え願います。

30点目、事務報告書23ページ。職員は今後市民のニーズの多様化で業務も多様化する中、どう対応されるのか、その基本スタンスをお教え願います。

31点目、決算概要42ページ。創造的人材育成事業ですが、過去3年、平成23年度335万3,169円、平成24年度399万630円、平成25年度418万1,802円と伸びています。財政状況が厳しい中でも教育、人材育成を充実させることは大変重要なことだと考えます。森山市長の平成25年度の市政運営基本方針の中で、3本柱の一つに人づくりがあります。これに対して、こういうことをしてきてどうなったのか、お教え願います。

32点目、決算概要42ページ。摂津市の未来を動かすのはまさに人、職員だと思います。いろいろ研修を実施されておりますが、研修を受けただけで終わり

ではなくて、どのようにスキルアップしたのか、役立っているのかの検証をなされているのか、お教え願います。

33点目、決算概要42ページ。職員自主研究グループ補助金ですが、平成25年度30万円の予算に対し、8,082円、2.7%程度の実施でした。24年度を見ても、同じ予算30万円に対し、4万3,424円、14.5%程度の実施でした。余り利用されていないのが気にかかります。制度の利用基準が厳しくなったのか、状況及び原因をお教え願います。

34点目、決算概要42ページ。職員自主研究グループ補助金の内容を、差し支えなければどのようなことを勉強されているのか、お教え願います。

35点目、決算概要42ページ。人事管理事業の昇任試験で、職員のキャリアアップで係長試験などあると思いますが、受験者数、合格率をお教え願います。

36点目、決算概要42ページ。世代交代が進んでいる中、若い民間経験者採用のキャリア職員をどういう部署にどのように有効活用していこうとお考えなのか、キャリアアッププランをお教え願います。

37点目、決算概要42ページ。専門能力開発向上事業についてですが、これも平成23年度決算205万790円、平成24年度231万3,382円、平成25年度304万3,813円と、予算及び決算金額が増えております。新たに加わった研修などありましたら、お教え願います。

38点目、決算概要42ページ。現業職場活性化事業についてですが、これも平成23年度予算27万円に対し、14万6,160円、執行率54.1%、平成24年度18万円に対して、11万1,

920円、62.2%、平成25年度20万250円に対し、8万2,940円、41.4%と執行率が低調になっていると感じます。現業職が縮小傾向にある中、どういう意味合いの内容なのか、お教え願います。

39点目、決算概要42ページ。職員健康管理事業についてですが、職員の健康管理は、何遍も言いますように人が財産でありますから、心身ともに健やかになっていただかないと能力を100%、いや120%発揮していただけなくなります。そこで、定期健康診断の受診率、また再検査の受診率、また受診後のフォロー体制はどうなっているのか、非常勤・臨時職員も含めてお教え願います。

40点目、決算概要42ページ。人事管理事業の試験問題作成等委託料に関連してですが、摂津市の職員採用試験は北摂から離れてオリジナルな試験を導入されていますが、具体的に今まで北摂共同試験とどう違うのか、どのような人材を見極めるための試験なのか、また民間採用枠ややる気・元気・本気枠をお教え願います。

41点目、決算概要42ページ。民間採用枠ややる気・元気・本気枠の合格採用された方を今後どのように活用していくお考えなのか、ビジョン、展望をお教え願います。

42点目、決算概要42ページ。人事管理事業。平成25年度は過去になかった就職説明会など参加負担金があります。幅広い地域から幅広い人材を確保することは、大事なことだと思います。行政は受動的に受け身だけではなく、攻撃的に積極的に外に出ていくことは、大切だと思います。経緯から内容をお教え願います。

43点目、決算概要44ページ。人件

費事業ですが、時間外勤務手当が決算額1,108万3,118円となっており、予算に対し執行率が52.7%です。当初の予算より大分減っていますが、特別な取り組みを行った結果なのか、取り組み強化がサービス残業に結びついていないか、状況をお教え願います。

44点目、決算概要44ページ。特殊勤務手当に関する条例を見ますと、実にさまざまな手当があるのにびっくりです。1、市税等賦課徴収事務従事手当。2、衛生・一般廃棄物作業従事手当。3、土木・下水道・公園維持作業従事手当。4、消防業務従事手当。5、災害出動手当。6、年末年始勤務手当。7、社会福祉事務従事手当。それぞれ対象者は何人で、それぞれの支給額、また必要性、重要性をどう認識されているのか、お教え願います。

次の45点目ですが、先ほど乾市長公室長から職員給与が3.8%カットになった金額がご説明がありましたので、この45点目はこちらの都合でカットさせていただきます。

46点目、決算概要44ページ。よく、ラスパイレス指数を人件費のときに使われると思います。国家公務員との比較で、地方公務員の給与水準をあらわす指数です。この指数は、加重平均による総合指数で、一般には物価水準の変動を実質的に比較するために用いられますが、総務省では地方公務員の給与水準を比較する指標として用い、高い指数の自治体には特別交付税や起債の制限を行い、その引き下げを指導しているそうです。摂津市の現在の状況をお教え願います。

次に、人権女性政策課です。

47点目、事務報告書29ページ。DVに関する相談で、平成25年度は人権女性政策課DVホットライン、男女共同

参画センターに持ち込まれたのは117件でした。平成23年度100件、平成24年度140件と、過去3年間見ても100件以上とまだまだ高水準だと思います。相談の傾向と相談後のケアなどをお教え願います。

48点目、決算概要58ページ。人権啓発推進施策要望事業ですが、平成25年度4万7000円、執行率41.1%と、平成23年度10万3,780円、平成24年度8万8,010円と、減少傾向です。国・府への要望活動ということですが、最近の要望内容と傾向をお教え願います。

49点目、事務報告書27ページ。半年ほど前に、首相官邸から発表されましたアベノミクス3本目の矢、成長戦略の中で、女性が輝く日本と題して、女性の社会進出が重要課題の一つに挙げられました。私も、活気あふれる日本、成長し続ける日本であるためには、女性の社会進出が不可欠だと思います。しかし、世界経済フォーラムが毎年発表しているグローバルジェンダーギャップレポートによれば、女性の社会進出度の評価における2012年度の日本総合ランキングは、135か国中101位です。これは、先進国の中で非常に低い水準であり、大変残念な結果となっています。男女共同参画計画推進事業の女性政策推進本部実施状況によれば、女性政策推進市民懇話会の第1回目で、審議会などへの女性委員の登用指針を話し合われたとなっています。摂津市のまちづくりにおいて、各種審議会など、政策方針決定の場への女性の参画率はどれぐらいなのでしょう、お教え願います。

50点目、事務報告書28ページ。女性大学開催事業についてですが、この女性大学について、事業費55万1,73

2円を支出され、備考欄には男女共同参画社会の実現を目指し、主体的に行動できる女性の人材育成を目的とした講座を実施とあります。また、せつ女性大学開催状況で、7月から11月にかけて合計10回の講座を開催されています。そこで、もう少し詳しく女性大学を開校する目的など、事業全体についてお教え願います。

51点目、決算概要54ページ。男女共同参画センター講座開催事業ですが、95万800円となっています。摂津市では、昭和62年に摂津女性プランを策定し、その後国においても平成11年6月に男女共同社会基本法が制定されました。この男女共同参画社会を実現するための目的施設が、ウィズせつ・男女共同参画センターですが、具体的にどのような取り組みを通じて男女共同参画社会を実現しようとしているのか、お教え願います。

52点目、決算概要58ページ。事務報告書32ページ。平和施策推進事業ですが、摂津市は昭和58年3月30日に憲法を守り人間を尊重する平和都市宣言を行いました。ちょうど平成25年度は平和都市宣言から30年を迎える節目の年に当たります。76万5,578円を支出されており、また事務報告書には平和月間事業実施状況を記載されています。これら平和関連事業の中身について、特に平和都市宣言30周年に関する平和事業があれば詳細をお教え願います。

次は、総務課です。

53点目、決算概要44ページ。摂津市史編さん事業ですが、平成24年度から始まった大事業だと思っております。市史編さん委員会が年4回開催されておりますが、進捗状況、今後の見通しについてお教え願います。

54点目、決算概要44ページ、事務報告書37ページ。庁内印刷事業ですが、現在社会では環境、エコの観点から、ペーパーレス化が進んでいると思います。しかし、印刷処理状況を見てみますと、平成23年度上質紙、更紙、再生紙204万8,047枚、はがき2万1,155枚。平成24年度上質紙、更紙、再生紙187万5,161枚、はがき1万3,175枚。平成25年度上質紙、更紙、再生紙190万8,460枚、はがき8,407枚。金額で見ると、平成23年度消耗品費211万9,293円、平成24年度215万365円、平成25年度229万5,248円で推移しています。微増かもしれませんが、この認識及び今後の見通しについて、お教え願います。

55点目、決算概要44ページ、事務報告書37ページ。法規事務事業ですが、市例規集委託料が平成25年度は前年に比べ150万円ほど安い299万9,462円で済んでいます。条例、規則、規程、訓令制定改廃状況を見ると、確かに38件少ない138件になっております。単純に件数減だけの影響なのでしょうか。内容をお教え願います。

56点目、決算概要44ページ。行政法律相談業務委託料135万6,000円は、3年間で見ても変わっていません。これは、市が問題を抱えたとき、弁護士に相談することだと思っております。どこの弁護士事務所でどういう利用の仕方をされているのか、基準や相談頻度、近況の相談内容の特徴、推移、契約内容をお教え願います。

57点目、決算概要46ページ。市政功労者栄典表彰事業ですが、どのような方々が表彰を受けられたのか、また選考基準をお教え願います。

58点目、決算概要同じく46ページ。この市政功労者栄典表彰事業ですが、見落としているかもしれませんが、そのような方々の内訳を事務報告書に記載したらわかりやすいのではないかと思います。いかがでしょうか。お考えをお教え願います。

59点目、決算概要48ページ。事務報告書38ページ。情報公開等事務事業ですが、行政文書公開請求等処理状況及び保有個人情報開示請求処理状況について、公開・非公開の基準をお教え願います。

60点目、決算概要48ページ。行政文書公開請求等処理状況を見てみますと、平成24年度43件、平成25年度44件となっており、3年前に比べれば大きく件数が増えています。これは、制度手続が簡素化になったのか、何か特別な事案があったからなのか、どういうふうにお考えなのか、傾向など、答えられる範囲で結構ですのでお教え願います。

61点目、決算概要48ページ、事務報告書38ページ。郵送事業ですが、通信運搬費2,946万7,279円となっておりますが、平成23年度に比べると、381万3,549円コストが下がっています。電子化、ネット通信によることなのでしょうか。逆に、文書発送処理状況で見ますと、平成25年度は平成23年度に比べて4万1,200件多い85万4,039件です。現在、文書発送処理はどのような流れでどこの業者が行われているのでしょうか。どこの部署が多いのか、部署別に数量がわかればお教え願います。また、市場原理、入札などで業者を決めているのか、状況をお教え願います。

62点目、決算概要48ページ。マイクروفilm作成委託料16万7,98

7円とありますが、これは行政が原則5年間書類を保管しなければいけないという中でのものだと思いますが、どこまでの書類を保存するのか、線引き基準はあるのか、内容をお教え願います。

63点目、決算概要同じく48ページ。現代のデジタル化の中で、簡単にスキャンして保存しておいてはダメなのでしょうか。お教え願います。

次は、防災管財課です。

64点目、市政運営基本方針。まず初めに、市長の市政運営基本方針で、防災体制の整備に触れています。国の南海トラフ巨大地震による被害想定に基づき、地域防災計画をより実効性のあるものに改定するとなっておりますが、どのように取り組まれたのか、お教え願います。

65点目、決算概要46ページ。防災管財課の一般事務事業、土地開発公社補給金ですが、平成22年度2,500万円、平成23年、24年度は2,000万円の決算をされていましたが、今年度は計上がありません。どうなっているのか、内容をお教え願います。

66点目、決算概要48ページ。市立集会所管理事業ですが、平成23年度707万2,926円に比べると、平成25年度は891万7,837円と184万4,911円ほど増えています。管理箇所も2か所増え、53か所とのことです。地元に着している集会所として、今後老朽化が進む中、また行財政改革も念頭に、どのようなスタンスで取り組まれたのか、補修の進みぐあい、地元の反応、また地元の方々の利用状況をお教え願います。

67点目、決算概要50ページ。庁舎管理事業、樹木等借上料ですが、当初28万575円の予算ですが、決算ではゼロになっています。過去2年を見ている

と、大体予算30万円計上して、ほぼ満額使用しています。内容をお教え願います。

68点目、決算概要50ページ。市有財産管理事業、保険料ですが、毎年350万円程度で推移しています。これは、何の対象保険なのか、お教え願います。

69点目、決算概要50ページ。市営鯨生野・鳥飼野々団地解体工事ですが、平成24年度9,740万6,677円、平成25年度3,222万5,500円となっていますが、進捗状況をお教え願います。

70点目、決算概要同じく50ページ。市営鯨生野・鳥飼野々団地解体工事の解体には、騒音・振動・土ぼこりなど、いろいろな面で近隣住民にご迷惑をおかけすることがあると思いますが、そのような苦情、トラブルがなかったのか、お教え願います。

71点目、事務報告書42ページ。公共用地の取得及び処分用地買収ですが、公衆用道路1件6,363平米ほか3件、用地払下げで3件ありますが、内容をお教え願います。

72点目、決算概要126ページ。市営住宅管理事業ですが、平成26年度から指定管理者制度に移行されました。初めての試みですので、ぜひ注視していきたいと思います。平成25年度決算で、昇降機保守委託料が297万3,600円と、全体の13.8%となっています。エレベーターは住人にとってなくてはならないものです。過去にエレベーターで死亡事故があり、騒がれたこともありました。日々の点検は、欠かせない重要なことです。何基で、どのような契約なのでしょう。お教え願います。

73点目、決算概要132ページ。防災資機材及び備蓄用品整備事業ですが、

平成25年度207万5,797円と、執行率77.8%となっております。平成23年度258万6,850円、平成24年度295万7,420円と比べても、少なくなっており、大丈夫かなと思います。防災資機材、非常食、備蓄の現状、または今後の方向性をお教え願います。

74点目、決算概要132ページ。情報収集伝達体制整備事業のJ-ALERTですが、先日試験放送が行われたと思います。技術は日々進歩し、また取り入れていく中で、平成25年度における当システムの内容、または問題点などあれば、お教え願います。

75点目、決算概要132ページ。電波使用料22万3,650円、MCA使用料47万5,915円となっていますが、単純に使用回数によって金額がかさんでいくのでしょうか。内容をお教え願います。

76点目、事務報告書46ページ。自主防災訓練ですが、11校区で訓練が行われています。気になるのがその内容です。内容の項目が多いところでは9項目、少ないところで5項目となっております。今、生死の分かれ目で活躍する機材のAED、心肺蘇生訓練も7校にとどまっています。行政の自主防災訓練への取り組みや関わり方、考え方をお教え願います。

次は、情報政策課です。

77点目、決算概要52ページ。情報化推進事業ですが、電子自治体システム借上料2,372万6,241円とありますが、平成26年3月に総務省自治行政局地域情報政策室から電子自治体の取り組みを加速するための10の指針が出されており、このシステムの借上料は、これに基づいてのものなのか、摂津

市はどのように現在対応しているのか、最終的にはどのような形になるのか、市民の利便性はどのように向上するのか、将来のビジョンを含め、お教え願います。

78点目、決算概要46ページ。OA機器管理事業ですが、この中でパソコン等借上料が平成25年度1,234万5,648円、平成24年度1,720万8,933円、平成23年度1,744万3,188円となっていますが、前年度から約500万円ほど大きく減っています。職員にPCが行き渡ったということなのでしょう。内容をお教え願います。

次は、市民税課です。

79点目、決算書12ページ。市税収入で見ますと、平成23年度184億2,474万2,580円、平成24年度178億111万4,954円、平成25年度177億991万7,045円と、微減しながら推移しています。市の根幹財源の一つとして、大事なものです。微減している評価と今後の見通しをお教え願います。

80点目、決算概要13ページ。歳入ですが、いろいろな税に対するの考え方があると思いますが、私はやはり基礎ベースになっているのは市税、自主財源が重要だと思います。その中でも、市民税、そして固定資産税です。市民税は字のごとく、摂津市在住の市民の住んでいただいている皆様からいただく個人市民税と、事務所や事業所などがある法人に課される法人市民税の2種類があります。個人市民税の推移は、平成23年度39億4,314万8,357円、平成24年度41億6,044万5,818円、平成25年度41億4,745万6,842円と、多少の変動はありますが、今までは横ばいで来ています。しかし、第4次摂津市総合計画の中で、人口予想がありま

す。それは現在8万5,000人いる人口が、平成32年には5,000人少ない8万人と想定されています。また、ことし5月に日本創成会議が公表したレポートはすごく衝撃的でした。2040年までに、全国1,800ある市区町村のうち、896の自治体が消滅してしまう可能性があるというものでした。摂津市は、2040年人口移動が収束しない場合、第4次総合計画よりさらに少ない6万3,840人と予想されています。単純に第4次摂津市総合計画の予想の平成32年でも、今年の春先に阪急摂津市駅前に完成しましたタワーマンション、夫婦、子ども1人の3人で計算しても約3棟分、この発表だと12棟分減少することになります。恐ろしいことです。ということは、個人市民税も減少していくということです。何か対策やその認識をお教え願います。

81点目、決算概要13ページ。法人市民税の推移は、平成23年度19億6,383万8,042円、平成24年度19億5,222万800円、平成25年度16億7,790万831円と、平成23年度をピークに減少傾向です。この法人市民税は、市内での従業員数と資本金額から求める均等割と、法人税額に税率を乗じて求める法人税割があります。また、平成26年10月1日、今月から14.7%が12.1%に変更になりました。さらに減少に拍車がかかるでしょう。法人市民税の減少を食いとめる何か対策はお考えなのではないでしょうか。お教え願います。

次は、固定資産税課です。

固定資産税は、総務省の管轄だと思いますが、答えられる、わかる範囲でお答えいただければと思います。

82点目、決算概要12ページ。固定

資産税は、土地の評価額の下落傾向に歯どめがかからないと市政運営基本方針には出ています。何か対策を講じられてきたのでしょうか。お教え願います。

83点目、決算概要12ページ。固定資産税は、平成23年度88億9,788万4,960円、平成24年度85億7,447万4,624円、平成25年度85億6,240万4,519円となっています。私が摂津市内で大きく路線価が上がったのは、過去にモノレールが開通した影響のときだけだと言う人もいます。近年では、吹田操車場跡地の開発がありますが、評価額が上がることは余りないとも言われております。国税庁の路線価で、土地の評価額が決まります。簡単に一朝一夕にはいかない難しい問題です。固定資産税アップの対策や認識をお教え願います。

84点目、事務報告書71ページ。固定資産税納税義務者数ですが、個人、法人を見ても、過去3か年そんなに変動がないように感じます。それは、所有者が変わるような開発が余りなかったということでしょうか。それとも、固定資産税が減少しているということが土地の下落分ということでしょうか。現状分析をお教え願います。

次は、納税課です。

85点目、決算概要4ページ。市税の収入未済額ですが、平成23年度9億3,503万5,457円、平成24年度8億3,705万6,871円、平成25年度6億9,850万1,625円となっています。現年課税分と、過去からの滞納繰越分だと思います。皆様のご努力により、縮減傾向にあると感じています。どのように縮減に向けて取り組みなさっているのか、お教え願います。

86点目、決算概要8ページ、事務報

告書75、76ページ。歳入歳出予算額に対する決算の割合で、市税の不納欠損額、督促状、催告書等の発送状況ですが、平成23年度8,356万2,552円、2万9,314件。平成24年度7,827万3,851円、2万8,742件。平成25年度6,938万1,072円、2万8,339件と推移しています。年々皆様のご努力のおかげで、少しずつでも減ってきているように思います。この不納欠損金は、本来はきちり入ってくるべきものです。それを諦めなければならぬ、収集困難、無理と判断したものだと思います。判断もなかなか一律に決められない難しいケースもあると思いますが、最終判断は誰なのか、基準も含め、お教え願います。

87点目、決算概要62ページ。インターネット等公売事業ですが、平成25年度2,198円、平成24年度30万4,500円、平成23年度62万4,283円となっています。滞納処分に係る経費ということですが、まずどのような流れ、段階を経て公売になるのでしょうか。また、どういうものが公売になったのか、内容、件数、直近の傾向をお教え願います。

88点目、決算概要62ページ。公売したもののリストを事務報告書に記載しているとわかりやすいように感じるんですが、どう思いますでしょうか。お考えをお教え願います。

次は、工事検査室です。

89点目、決算概要46ページ、事務報告書81ページ。一般事務事業、工事検査嘱託員賃金で223万6,300円の決算になっております。最初に、検査の目的ですが、工事検査には会計法第29条の11第2項に基づく会計法上の検査、給付の完了の確認と、公共工事の品

質確保の促進に関する法律、品確法第6条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査があります。平成22年7月、国土交通省全国総括工事検査官等会議が公共事業の品質確保のための監督・検査・成績評定の手引きを策定されています。まず、摂津市の工事検査基準は、国土交通省の指針に準じているのでしょうか。独自に策定されているのでしょうか。変更されているのであれば、変更内容をお教え願います。

90点目、事務報告書81ページ。出来形検査ですが、簡単に言うと道路工事で延長と幅員が設計どおりに施工できているかをチェックする検査のことだと思いますが、平成25年度ゼロ件、平成24年度1件、平成23年度3件です。どのような基準、どのようなときに検査を行うのか、お教え願います。

91点目、事務報告書81ページ。中間検査と臨時検査とありますが、中間検査は、過去3年さかのぼっても検査回数はゼロ回です。中間検査は、前渡金をもらうときにする検査と思うのですが、臨時検査とはどんなときにどんな検査をすることでしょうか。中間検査と臨時検査の違いをお教え願います。

92点目、事務報告書81ページ。平成25年度94件の検査を実施されていますが、工事発注状況を見ますと、指名競争と事後審査を合わせても59件です。残りは前年度からの繰り越し物件なのでしょう。委託や見積もり合わせなども含まれているのでしょうか。少し事務報告書から読み取れませんでしたので、お教え願います。

93点目、事務報告書81ページ。今の人員の検査体制で、運営可能なのでしょうか。年度末に検査が集中することで、

業者に不都合が生じていないでしょうか。発注金額によって検査の体制が違うのか、お教え願います。

選挙管理委員会事務局です。

94点目、決算概要66ページ。参議院議員通常選挙事業、市議会議員一般選挙事業ですが、選挙は民主主義の根幹の大事な制度です。近年、投票率が低調だということで、たびたび問題になっていると思います。それぞれ世代別投票率及び期日前投票の今後の取り組みをお教え願います。

95点目、決算概要66ページ。第一投票所前運動場補修委託料とありますが、なぜ千里丘小学校だけこのように計上されているのでしょうか。お教え願います。

次は、消防本部です。

消防の質問をさせていただく前に、今月4日に万博記念公園で行われた平成26年度大阪府三島地域4市1町合同防災訓練、お疲れさまでした。大規模な災害はいつ起こるかわかりません。平時から訓練がいざというときの生死を分けることもあると思います。任務は重責です。これからも摂津市民の安心・安全の心の支えとして頑張ってもらいたいと思います。

96点目、事務報告書409ページ。予防活動推進事業ですが、防火対象物査察件数、平成25年度71件は直近3か年で見ますと減少しているように感じます。私の記憶の中で鮮烈に残っているのは、少し古いですが2001年の東京の歌舞伎町ビル火災です。44人の方が死亡しています。出火原因は放火みたいです。このビルは、自動火災報知設備は設置されていましたが、誤作動が多いため電源が切られていました。また、現状を火災報知機ごと内装材で覆い隠しているところもありました。避難器具は未設

置のところが多く、設置されていても実質的に使用できない状態だったそうです。このような大惨事から、予防活動として日ごろの見回り点検、指導の重要性が増したと思っています。現在の査察のポイント、場所の決め方、現場で何を重点的に指導するのか、傾向などをお教え願います。

97点目、事務報告書409ページ。査察し、指導、改善要求しても改善しなかった場合と、改善していただいた場合の確認、検証はどのように行われるのか、お教え願います。

98点目、事務報告書412ページ。危険物規制事業の危険物製造所等査察件数ですが、平成25年度も146件と、近年140件台で推移しているように見受けられます。危険物製造所等許可件数は、平成25年度293件、これは少しずつ減少傾向みたいですが、両方を見ると半分ずつ査察しているように思います。これも、査察のポイント、重要視している点は何なのか、減少しているのは許可基準が厳しくなったせいなのか、お教え願います。

99点目、事務報告書413ページ。保安事務事業ですが、平成25年度の保安3法関係施設査察件数70件、保安3法関係許可件数144件も、前年に比べると減っています。決算額も、前年度に比べて大幅に減っています。これはどのようなことなのか、お教え願います。

100点目、事務報告書417ページ。指令・通信事業ですが、平成25年度通信指令概況で119番通報受付件数が5,608件となっています。その中身を見ますと、私の判断基準で考えると、そのうち市民の声、いたずら、間違い通報、病院問い合わせ、その他の問い合わせ、その他、計2,025件は緊急性がない

ように感じます。実に36%です。119番通報は、命や安全を脅かす緊急事態の回線です。いざというときにないとは思いますが、対応が遅れたりすると大変です。119の受付対応はどのようになっているのか、この問題を回避する対策をお考えなのか、お教え願います。

101点目、事務報告書417ページ。119番の回線別では、携帯電話が約半数を占めています。これからますます携帯やスマートフォンが普及していきます。現在、吹田市と指令本部の広域化を進めていますが、それまでに今の施設で対応できるのか、平時はいいですが災害時など、非常時に対応できるのか、多少は余裕があるのか、お教え願います。

102点目、決算書168ページ。消防・救急デジタル無線整備委託料54万6,000円ですが、広域連携の一つで吹田市と共同で運用する消防指令センターの平成25年度を含め、進捗状況をお教え願います。

103点目、事務報告書418ページ。災害応援活動事業の緊急消防援助隊登録状況ですが、消火部隊1隊5名、救急部隊1隊3名となっていますが、活動の内容、将来のビジョン及び執行率が50.2%と低調だったのは、何かあったのでしょうか。お教え願います。

104点目、事務報告書421ページ。普通救命講習会実施状況や消防訓練指導状況を見ますと、毎年大勢の方々に参加していただいています。これは、自分たちの命、まち、地域は自分たちが守るという大事なことです。森山市長がよく言われる地域力も、このような訓練を通して養われるんじゃないかと思っています。ただ、毎年同じような訓練をすることによって根づかせる、体で覚えていただくことも大事だと思います。ただ、新しい訓練

等、日々取り入れてくださっているとは思いますが、マンネリ化しないようなご努力は何かなされているのか、お教え願います。

105点目、事務報告書422ページ。火災概況ですが、出火件数が平成25年度18件です。近年、徐々に減ってきています。これは、日々消防職員の活動のたまものであり、本当に感謝いたしたいと思います。その反面、警戒出動が徐々に増えてきていますが、何か予防といえますか、火災前の活動に力をシフトしているのでしょうか。その成果が近年の火災件数減少につながっているのでしょうか。状況及び警戒出動の基準、消防団一斉メールの要件、また今月13日に台風19号が近畿地方に来ました。そのときに、警戒出動命令をメールで受信しました。私も今年から消防団に入団いたしましたので、警戒に当たらせていただきました。この警戒出動命令のメールは、いつ、誰が、どのタイミングで行うものなのでしょうか。また、吹田市からはエリアメールで避難準備情報をいただきました。摂津市はありませんでしたが、摂津市のエリアメールの送信依頼判断基準をお教え願います。

106点目、事務報告書425ページ。消防水利の保有数ですが、平成25年度2,103か所と近年微増で推移していますが、保有数の確保も大事だと思うのですが、この保有している場所、施設は摂津市全域に満遍なく行き届いているのでしょうか。お教え願います。

107点目、事務報告書426ページ。消防本部車両・資機材整備事業ですが、平成23年度72件、平成24年度86件、平成25年度166件と、今年度は昨年度の約倍近い件数で伸びています。車両点検、修理に近年特別に変わったこ

とがあったのでしょうか。お教え願います。

また、消防本部車両・資機材整備事業の決算額を見ると、平成23年度796万5,730円、平成24年度1億3,337万6,430円、平成25年度1,140万2,646円となっています。どうなっているのか、ばらつきが大きいように感じます。毎年、購入することのない消防車両は別項目で上げないと、全体が見えにくく、わかりにくいように私は感じます。予算も立てにくいんじゃないかと思います。毎年要るもの、臨時で要るものを分けて平準化していくことはできないものなのか、お教え願います。

108点目、決算概要132ページ。消防団活動管理事業ですが、決算を見ますと、平成23年度3,149万5,520円、平成24年度2,688万6,339円、平成25年度2,464万5,355円と、減少傾向にあります。消防団員報酬はそんなに変わっていないように感じます。近年、異常気象の多発により、各地で大きな災害が起こっています。記憶に新しいのは、今年の8月豪雨による広島土砂災害です。このようなときに、市民の命、また安心・安全を守ってくださるのは消防隊員、そして地域の消防団の方々です。その消防団の方々の重要性、役割の大きさは、年々増ってきていると感じています。全体の金額が減少している原因をお教え願います。

109点目、決算概要128ページ。消防職員教育訓練派遣事業ですが、大阪府立消防学校や救急救命士養成機関などに職員を派遣し、訓練していただいていると思います。基礎的なことからしっかり学べる大事なことだと思っています。訓練のことですが、摂津市には山も谷もありません。だからといって、土砂災害

の訓練が必要ないと言っているわけではありません。摂津市は、河川に囲まれております。内水氾濫などが現実的には一番起きやすいのではないのでしょうか。何か、摂津市の地形や摂津市ならではの災害を想定して各市町村とは違う特徴のある訓練をしているのでしょうか。お教え願います。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前 11時43分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

石原課長。

○石原財政課長 それでは、中川委員の財政課に係ります19点のご質問にご答弁申し上げます。

まず1点目、決算の総括的な見解についてでございます。

委員ご質問のお金づくりについてですけれども、言いかえれば持続可能な健全財政ということが言えるかと思えます。この持続可能な健全財政を維持するために、平成25年度につきましても黒字決算を達成できたところでございます。

実質収支としまして、約6億9,000万円を計上し、主要基金を温存し、また、公債費についても減少を図ることができております。

それと、各種の財政指標でありますとか、財政の健全化判断比率においてもほぼ改善を図られているところであります。

ただ、その内容、構造を見ますと、普通交付税でありますとか、たばこ税の増収分、また、臨時財政対策債の発行、赤字公債の発行ということで、依存的な臨時的な収入によってこの収支が保たれているというところでございます。

経常収支比率でいきますと、改善されたとはいえ、まだ98.7%と少し気を

緩めると財政悪化につながる、硬直化が始まるという、まだまだ脆弱な財政状況となっておりますので、今後もより一層の行革等を推進をしていかなければならないというふうに考えております。

2点目でございます。平成23年度から平成25年度の歳入の推移の内容と評価についてでございます。

歳入に占める割合で2番目に高い国庫支出金につきましては、歳出の扶助費でありますとか、普通建設事業費の執行に連動して増減するために、この3か年におきましても増減しておりまして、府費や建設事業債につきましても、それに連動しているものでございます。

平成24年度と平成25年度比で増減の大きい財産収入では、低未利用地の売却により、臨時的な収入で増減がしているところでございます。

それと市税収入につきましては、毎年度、減少になっております。この市税収入につきましては、歳入の総額の50%超を占めておりますので、歳入の根幹であるといえるかと思えます。

ただ、税制改正でありますとか、経済状況の変化、企業活動の状況に応じて増減することから、そういった外部的な環境によって大きく左右される歳入構造であるということが続いていると考えております。

3点目の平成23年度と平成25年度の積立金を取り崩した要因でございます。

平成23年度におきましては、当初予算段階で約11億7,000万円の取り崩しを行いまして、決算見込みで戻したものの、大阪府へのたばこ税の交付金を約9億7,000万円財政調整基金から取り崩したことが大きな要因となっております。

平成25年におきましては、住民生活

に光をそそぐ交付金を基金化いたしました。それを財政調整基金に積んでいたものを、対象事業に充当するために取り崩したものが大きな要因となっております。

四つ目の標準財政規模が、平成23年度から平成25年度と増加している内容と評価でございます。

経常的一般財源の規模を示すこの標準財政規模につきましては、主に普通交付税と臨時財政対策債によるものが大きな要因と考えられます。

今後、交付税につきましては、財政力指数の高い本市におきましては、これまでリーマンショック後に交付税の特別加算枠というものがございましたが、それらを減らされていく状況の中では、不交付団体になる可能性が高うございますので、また、市税の動向と合わせまして標準財政規模が大きく左右される状況が今後も続くと思われれます。

それと五つ目、実質収支比率の改善についてでございます。

実質収支比率につきましては、実質収支額を標準財政規模で割ることで求められる数字でございます。分母の標準財政規模については、この3か年につきましては、それほど大きな動きはないことから、平成24年度と平成25年度の実質収支が6億円を超えているという状況となっております。その内容につきましては、これまでの行革項目でありますとか、先に申しました交付税でありますとか、たばこ税の増収分の依存的臨時的な収入によるところが大きいものと考えられます。

実質収支の額につきましては、少し多額であると認識をしておりますので、今後につきましては、予算収支の動向を見極めて後年度以降の負担の軽減等に図れるような財政運営に努めてまいりたいと

いうふうに考えております。

それと、6番目と7番目の経常収支比率についてでございます。

これまでの経常収支比率の構成比の推移から数次にわたる行革の取り組みの結果、人件費につきましては、平成16年度で34.9%、それが平成25年度は26.2%とマイナス8.7ポイントの減となっております。それに対しまして、扶助費につきましては、少子高齢化に伴いまして、7.0%から13.9%と6.9ポイントの増となっております。

これから推測できることは、扶助費の増分を人件費の減で、これまで対応してきたということが考えられると思います。

それと、公債費につきましては、平成17年度の公債費のピークから、13.3ポイント減となっております。

全体的に、経常収支比率につきましては、平成24年度100.2%と府内ではワースト6位となっており、平成25年度では98.7%の府内でワースト7位というふうになっております。

経常収支比率がよくない理由としましては、少子高齢化による扶助費でありますとか、繰出金の増加といった市民生活に直結する経常経費に関するものであり、急激に改善するということは、少し難しいのかなと考えております。

ただ、臨時財政対策分を分母から除いた経常収支比率を見ますと、依然として100%を超えている状況であります。

今後、これから高齢化率の上昇によりまして老人福祉費でありますとか、障害者福祉費、また、医療費など、社会福祉関係の経費がどっと扶助費の増加につながってくるということが考えられることと、また、人口減少でありますとか、税制改正によって市税の減少により収支が悪化して、財政の硬直化が進まないように財

政構造の転換を図っていく必要があるというふうに考えております。

それと8点目、平成25年度歳入予算現額と収入済額との差異の内容についてでございます。

大きな要因を占めるものとしまして、譲与税のほうで、国税である自動車重量譲与税の減収に伴いまして減となっております。

配当割交付金と株式等譲渡所得割交付金につきましては、景気回復による株式の取引により、増収となっております。

国庫負担金、国庫補助金、また、府負担金につきましては、歳出額の抑制により、連動して減となっているところでありますし、また、基金繰入金につきましても、それぞれの執行の差金でありますとか、不用額の発生に伴いまして財政調整基金の繰り入れを抑えることができたことによるものでございます。

また、市債につきましても、歳出の抑制、また、小中学校費のほうで耐震事業を繰り越したことも大きな要因であるというふうに考えております。

9番目の平成25年度歳出予算額と決算額との差異の内容についてでございます。

こちらのほうも大きな要因でご説明申し上げますと、総務費のほうでは、事務事業の執行差金、また、民生費のほうでは、保育所の整備事業において繰り越していること、土木費関係につきましても吹田操車場跡地まちづくりでありますとか、新在家鳥飼上線の整備事業について、翌年度に繰り越していること、先ほど申しました小学校費につきましても、耐震事業による繰り越しが生じていることなどが大きなものでございます。

それぞれ翌年度への繰越事業が約12億6,000万円、その他工事差金であ

りますとか、効率的な事務執行に努めたことにより、歳出の不用額等が出ているものであるというふうに考えております。

それと、10番目、11番目、12番目の中期財政見通しの実質収支等の差異についてでございます。

こちらにつきましては、策定時点では見込まれなかった給与の削減でありますとか、翌年度繰越事業の財源の交付、国または府支出金でありますとか、市債によるものが大きな要因であります。

法人税率の変更につきましては、平成25年10月時点では、制限税率引き下げの全容はまだ示されていなかったため見込んでおりません。

いずれにしましても、中期財政見通しにつきましては、これまで前年度の決算を踏まえ、今後、5、6年の状況を示し次年度の予算編成に生かすものでございますので、策定時点で経済状況でありますとか、国の動向等を参考に歳入、歳出について全て計上を見込んでおるところでございますが、今般のように、急激な株価の上昇でありますとか、円安などにより歳入超過、不足など収支のほうが変わ動することもございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

13番目、主要基金について、今後、適正だと思ふ基金のあり方についてでございます。

それぞれの基金条例の中で、基金を取り崩せる処分条項がございます。

基金残高の一番多い財政調整基金の中では、地方債の繰り上げ償還でありますとか、財源不足を生じたときの財源にあてることとありまして、これらのことから考えますと、最低積立額としましては、標準財政規模の2割程度と考えておるところでございます。

これにつきましては、標準財政規模の

2割を超えますと、赤字財政再生団体となり、行政サービスに大きな支障を及ぼすということが考えることから、最低としてその程度が必要ではないかというふうに考えております。

14番目、住民生活に光をそそぐ交付金返還金の内容についてでございます。

こちらにつきましては、平成22年度、国補正によりまして、消費者の相談、DV被害者の支援、児童虐待等、これまで光があたってこなかった分野に予算を配分する事業としまして、交付金で平成23年度基金化をしております。1,270万8,000円でございます。

その後、平成23年度、平成24年度で本市としましては、学校教育相談員の配置事業と教育相談事業を執行しまして、その後、その差金としまして59万210円を平成25年度に差金分を大阪府へ返還したものでございます。

次に、15番目、指名競争入札で、市外業者でその他発注が事後審査型制限付一般入札ではなく、指名競争入札になった理由と、5件の内容と金額についてでございます。

こちらにつきましては、摂津市の建設工事後審査型制限付一般競争入札要綱の中で、入札の対象が原則市内に本社、本店を有し、設計金額が1,000万円以上、土木工事及び建築工事と定めてあるためであります。

その他の工事を入れていない理由としましては、それらの種別の中で市内業者が少ないため、一般競争入札では競争原理が働きにくいということからでございます。

それと、5件の内容と金額についてでございますが、摂津市防災行政無線等改修工事1,659万円、別府小東ポンプ外1箇所雨水ポンプ更新工事2,617

万5,240円、一津屋第2団地給湯器取替修繕706万1,800円、摂津市立テニスコート改修工事3,391万1,600円、下水道管渠補修工事892万5,000円、合計9,266万4,000円でございます。

16番目、工事建設以外の26の専門工事の種別と企業数についてでございます。

こちらにつきましては、一つの事業者が最高4業種まで登録できますので、企業数については、重複しているもののご答弁となりますのでよろしくお願いいたします。

まず、大工で2社、左官でゼロ、とび、土工、コンクリで191社、石で1社、屋根2社、電気で228社、管226社、タイル、レンガブロック4社、鋼構造物79社、鉄筋ゼロ、舗装30社、浚渫52社、板金1社、ガラスゼロ、塗装102社、防水47社、内装仕上げ22社、機械器具設置181社、熱絶縁1社、電気通信129社、造園62社、さく井22社、建具7社、水道施設166社、消防施設68社、清掃施設26社となっております。

17番目、入札の中で地元要件などの縛りがあるかについてでございますが、地元加算などの地元要件はございませんが、摂津市建設工事後審査型制限付一般競争入札要綱でありますとか、その他工事では専門的な技術が必要な工事、施工できる市内業者が少ない、または、ない場合には市外業者に参加をさせるなど、市内業者の育成も含めまして競争原理を働かせる入札制度に努めておるところでございます。

18番目、入札保証金について、契約締結をしなかったため違約金100分の5以上徴収した事象についてございま

すが、現在、私の知る限りでは、ここ数年ではございません。

19番目、契約保証金について、資材高騰で執行途中で業者が破産した工事等、履行できないケースが今までになかったかについてでございます。

倒産等によりまして、工事が完全に不履行になったということは、私の知る限りでは、ここ数年ではなかったと思われませんが、昨年、小学校の耐震補強工事等におきまして、業者の責めに帰すべき理由による工期遅延がありまして、遅延料の請求と学校及び地域住民に対して極めて重大な結果を生じさせることから、通常3か月の入札参加停止のところを、6か月としたものがございます。

また、この業者につきましては、今年度においても同種の工事の指名競争入札においては、指名をいたしておりません。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 秘書課に係りますご質問のうち、各種市長会議についてと、交際費について、ご説明申し上げます。

まず、市長会議でございますけれども、会議の中身等につきましては、全国市長会では、全国的に取り組むべき課題、また、全国で9支部ございますが、支部から提出された課題についての検討、協議、また、それらを集約して国への要望、重要問題に関しては、内閣や国会に対して意見具申等も行われております。

近畿市長会につきましても、近畿ブロックとして取り組むべき課題、加盟府県の課題等についての協議、集約を行われまして、全国市長会を通じて国への要望等を行っておられます。

大阪府市長会では、平成25年度は全体会議が6回開催されまして、国、府の施策、並びに予算に関する要望でありますとか、府内各市の取り組み、情報交換

等について話し合われておられます。

また、去年、八尾空港へオスプレイの問題等が出てきましたときにも、緊急に役員会を開催され、知事へ市長会の意見を申し入れるなど、緊急課題にも都度対応されておられます。

北摂市長会、北大阪副市長・副町長連絡会につきましては、共通する課題に対して、また、各市の現状や課題についての協議や研修会等が行われておられます。

続きまして、市交際費の支出につきましてですけれども、平成25年度の支出につきましては、合計で109件、392万6,710円で、そのうち、300万円は釜石市への復興支援として支出しております。残り92万6,710円の使途といたしましては、弔慰が50件、お見舞い2件、お祝い1件、各種会合等に係ります会費が43件、賛助金4件、その他が8件となっております。

○野口博委員長 荒井参事。

○荒井秘書課参事 広報紙とホームページのご質問につきまして、お答えいたします。

まず、広報紙の配布数の根拠、内容等につきましてですが、1日号は配布方法を宅配業者による全戸・全事業所配布としておりまして、平成25年度は発行部数4万6,500部となっております。

また、15日号につきましては、自治会経由で自治会加入者に配布ということで、3万1,000部の発行部数となっております。

この配布実態を踏まえまして、1日号と15日号はページ数、内容も区別しておりまして、1日号は8ページ構成で、内容としましては、主に各種募集、イベント講座案内、相談、健康診査など、募集やお知らせ記事を中心としており、15日号は4ページ構成で、市民活動情報

でありますとか、各種啓発記事、図書の紹介など、啓発記事や事業報告などを中心にしております。

情報量が増加する中、限られた紙面を生かしまして情報を発信できるように、例えば、レイアウトの変更や新たな特集記事の掲載など、編集上の工夫を行っているところでございます。

2点目のホームページと広報紙の広告料についてでございます。

まず、広報紙につきましては、全広告枠に対しまして、平成23年度79.2%、平成24年度77.8%、平成25年度86.1%の掲載割合となっております。

また、ホームページにつきましては、平成23年度58.9%、平成24年度76.7%、平成25年度71.7%の掲載割合となっております。

募集方法につきましては、どちらも市のホームページに常時募集記事を掲載しているほか、広報紙は毎月1日号に募集記事を掲載しております。

広報紙面やホームページトップ画面のバランスから、今以上、広告枠を増やすことは考えておりません。

広告を掲載していただくためには、行政側だけではなく、広告主にメリットがあるということが、非常に重要であり、そのためには、今後も広告掲載をしたいと思われるような魅力ある広報紙面、ホームページづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

3点目、ホームページのアクセス向上策ということでございますが、アクセス数は平成22年度から平成24年度までは横ばい状態でありましたが、平成25年度にはページ全体で年間月平均47万件を超え、平成26年度に入り上半期の月平均では約70万件と1.5倍となっ

ております。

しかしながら、平成20年度から、リニューアルをしていないということもあり、今後、知りたい情報がより探しやすくなるよう、また、市の魅力が伝わるようにすることを目標に、ホームページのトップページのレイアウトについて、まずは変更するなどの作業を進めてまいりたいと考えております。

4点目、広報板についてでございますが、広報板は、平成25年度末で212台、市内に設置しております。

市管理の広報板の新設は、市内に概ね充足していると判断しまして、平成14年度から凍結をいたしております。

現在は、老朽化したものについて、建替え・補修を行っており、その建替えの際には、自治会から移設のご希望があれば、協議し対応をしております。

なお、市管理以外の広報板設置につきましては、住宅開発時において、摂津市開発協議基準に基づき、住宅開発事業者と設置の協議をすることとなっております。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 それでは、コミュニティセンター構想事業と、観光あるきについてお答えいたします。

まず、コミュニティセンター構想事業につきましては、平成25年度に基本構想及び基本設計をたてるべく実施しております。

この基本構想及び基本設計を策定するに際しまして、地元の方を中心とした参加者の方で新しい公共施設はどのようにあるべきか、これを考えていただくために、会合を開催したものでございます。

この会合につきましては、参加者は自由という形で開催させていただきましたので、それぞれ回数ごとによって参加さ

れる方、参加されない方がおられましたので、参加者数の増減はありましたが、月1回開催し、7月を第1回として第7回を1月に開催をいたしております。

この7回の会合を通して意見を集約いただいたものを最終第8回に報告会という形で開催をしたときに、最終、皆さんにご確認をいただき、それをもって基本構想、基本設計につなげております。

平成25年度につきましては、そのいただいたご意見を集約した基本構想、基本設計を年度末に仕上げ、今年度を実施設計をするというふうな形になっております。

2点目の観光あるきについてですが、これにつきましては、阪急電鉄株式会社さま、それと、阪急京都線沿線の9自治体が実行委員会方式でそれぞれの自治体の魅力をアピールするというふうな取り組みになっておりますけれども、本市におきましては、新幹線コース、それから淀川河川コース、この2コースを設定いたしまして、それぞれ本市の魅力の発信を行っておるところです。

これも事前申し込み制で参加いただいておりますけれども、そのほとんどは、市外の方がグループ、もしくはご家族連れでご参加いただいております。

また、このガイドツアーを実施しました際は、参加者の方からアンケートを回答いただきまして、その中で、摂津市に新幹線公園の桜などきれいなところがあることを初めて知った、これからもまた来たいというふうなご回答等もいただいております。市の魅力づくりに貢献できているのではないかとこのように考えているところではあります。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 中川委員のご質問に順次ご答弁申し上げたいと思います。

まず、質問番号29の臨時職員、非常勤職員の推移ということでございますけれども、臨時職員、非常勤職員の職員数に占める割合と申しますのは、全国的に30%を超えておまして、本市においても平成25年度では38%という数字になっております。

平成10年度の数字が18%ほどですので、この間、正規職員の定員を抑制するに当たって臨時職員、非常勤職員の数が増えてきたということは、否めない部分であると思っております。

ただ、今後におきましては、臨時職員、非常勤職員が担っておられる業務、必要な人数ということをしっかり見極めながら、この割合というものを適正な水準に持っていきたいというふうに考えております。

次に、30番と31番でございますけれども、人材育成、職員の基本スタンス、それと人材育成に関わります部分でございますので、総括的にご答弁申し上げます。

基本スタンスというところは、平成18年3月に人材育成基本方針というものを定めております。

この中で、目指す職員像というものも五つほど定義しているわけなのですが、一つは誠実かつ公正、一つが市民の立場、目線、もう一つは人権意識、それと問題意識と意欲、最後がコスト意識と経営感覚、この五つを目指す職員像として定義をしております。

この部分につきましては、憲法にもございます全体の奉仕者、住民自治、団体自治という地方自治の本旨、このあたりから市民サービスの担い手である我々地方公務員の職員像ということで定義をしております。おっしゃっていただきましたニーズの変化であるとか、多様化の

部分、これらについても、対応し得る職員ということも踏まえて定義をさせていただいております。

この実現のために、どういう手段、どういう手法を持って取り組んでいくかというところが人材育成実施計画ということになってまいります。

現在、この人材育成実施計画について、改定作業を進めておりまして、基本的には、研修と人事制度、それと業務の適正化ということもございますけれども、そのあたりで働きやすい職場環境ということも踏まえながらOJTというところの部分で、この3点で取り組んでいくことを考えておりまして、現在、見直しを進めているところでございます。

質問番号32番が、研修後の検証等ということでご質問をいただいておりますけれども、研修を受講いたしますと、基本的には全ての研修におきまして、研修後の報告書というものを提出を求めています。

これは、研修受講者自身の観点と、受講者が受講した内容等を持って職場の中でどういった活用というか、発揮というかをしていただくかということを所属長が記載するようになっています。

研修を受けてすぐそれが顕著となるものではないかもしれませんが、人事課といたしましても、この研修記録というものを人事記録としてしっかり把握して、適材適所の人事であったり、昇任、昇格等についても活用をしていきたいというふうに考えております。

次が、33番と34番が、自主研究グループ等のご質問でしたので、これも合わせてご答弁をさせていただきます。

自主研究グループの活動助成につきましては、現行の制度につきましては、平成24年度から実施をしております。

平成24年度、平成25年度につきましては、助成額が活動に要した経費の2分の1、上限が職員一人2万円、もしくは、グループに対して10万円ということになっております。

平成24年度の活動グループが4グループございまして、一つはファシリティマネジメントの研究、一つがアセットマネジメントの研究、一つが防災の研究、最後が地方公会計の研究という4グループになっております。

平成25年度につきましては、このファシリティとアセットマネジメントの関係が統合したような形になっていまして、その研究が一つと、公金債権の一体徴収の研究会が一つ、それと商店街振興の研究会が一つということになっております。

主な助成額、活動に要した経費の使途でございますけれども、他市への視察の旅費がほとんどでございまして、あとは、図書関係の購入ということになっております。

確かに執行率につきましては、低いということにはなるのですが、やはり、最近はネット上からの情報であったり、資料であったり、かなり収集ができますので、そのあたりが大きく影響していると。それと、不要な支出はできるだけ控えていただいているというか、そういうことでこういう執行状況になっているというふうに認識をしております。

次に、質問番号35番の昇任試験、係長試験のところでございますけれども、係長試験につきましては、平成26年度から若干見直しを進めておるのですが、平成24年度、平成25年度につきましては、合格率でいいますと、平成24年度が受験者が15人中の6人で40%、平成25年度が受験者20人の4人で20%という数字になっております。

次が、36番でございますけれども、36番と40番、それと41番と42番につきましては、採用試験の関係のところでございますので、これも合わせて包括的にご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

採用試験でございますけれども、よりよい人材を市独自の視点で採用していく、他市に負けないように採用していくことから、平成24年度以降、この採用試験改革というものに取り組んできております。

もともとは北摂共同採用試験ということで、北摂の市が同じ試験問題をして、それで試験をしてきたわけなのですけれども、平成24年度、平成25年度と、その春の北摂共同採用試験に加えまして、秋にやる気、元気、本気枠ということで、摂津市独自で試験を実施してきております。

その試験内容といたしましては、一般教養試験というものを廃止をいたしまして、民間事業者でも採用試験で活用されております適性検査、SPIというものなのですけれども、これを活用、取り入れるとともに、人物重視の視点ということで、受験申込書の様式を若干、エントリーシートということで工夫をしたり、あと、面接の時間といたしますか、内容についての工夫をしております。民間で多くの採用試験を経験してきた人物にその採用の部分の委託をして、それと同時にこちらの職員でも面接をして、合わせて面接をしております。

最終面接としては、プレゼンテーション面接ということも採り入れながら、採用試験の改革に取り組んでございまして、一定、その内容について、成果といいますかやっつけられるということが見えてきましたので、平成26年度からは、

やる気、元気、本気枠ということで、北摂共同採用試験から抜けて、一本化で独自で試験をやり出しております。

この独自で採用試験を始めるに当たって、やはり、市のPRといたしますか、市の部分をより多くの受験の可能性のある人物にアピールして、多くの方に受験をいただくということを考えまして、その就職説明会であったり、大学へ直接出向いて摂津市のPRをしたりということに取り組んできて、この春の採用試験でも600人程度、この秋でも400人程度の応募がございまして、応募者という部分につきましては、成果が出てきているということに考えております。

民間の採用枠の関係でございますけれども、やる気、元気、本気枠の中で民間採用枠ということで、意図的に設けているわけではございません。

年齢制限が若干高くなっている関係上、民間経験の方が多く受験しているということはあるかもしれませんが、人事課として、民間経験だからどういった今後のキャリアとかということ、特に考えていないというのが、正直なところでございます。

といいますのも、もちろん民間経験のある職員につきましては、やはり、接遇の部分であったりというのは、非常に大学卒の者と比較しますとすぐれておる部分がございますので、そのところの研修は余り必要ないというふうには思っておりますけれども、やはり、職員の能力発揮という部分については、3年目、5年目ではなく、人事といたしましては、やはり、15年、20年、25年たったときに、市役所にある多くの部門で、どの部門にいても市民の目線で業務を遂行できる人物というものが求められていると認識しておりますので、そういっ

た意味では、入り口のところの民間経験、四大卒、高校卒というところは大きく、これまでの経過を見ましても変わりはないということで、そのような観点で取り組んでおります。

次が、37番の専門能力開発向上事業でございます。決算の数字が若干上がっておりますのですけれども、この数字につきましては、この平成25年度につきましては、研修内容そのものに係る負担金というのは、ほぼ同じような額になっておりまして、現在、釜石市に派遣でいただいている職員の年に数回、往復でこちらに戻ってくる旅費、これは約50万円ほどございます。

それと、研修内容が先ほど変わっていないと申し上げたのですけれども、研修の行き先が若干違ってきますと、その旅費の部分が若干増減しますので、その部分で、平成25年度の決算というのが、高くなっているという現状でございます。

次に、38番、現業職場活性化事業でございますけれども、もともと現業業務のさまざまな課題対応と申しますか、そのあたりは時代背景も含めて、そういう課題対応に対応するために、研修としての予算を確保しておいたものですが、近年はその課題対応というか、その業務内容の変化もなく、執行につきましては、環境自治体会議というものがございまして、そこに職員が1名研修にいった、そのいった内容を持ち帰って情報共有しているという状況でございます。

次に、39番の職員健康管理事業でございます。健康診断でございますけれども、定期的に実施をしております、受診率につきましては、本市の消防等の体育館で実施しておりますものが、例年、60%前後、これに人間ドックにいらっしゃる職員がおりますので、これと合わせると、

平成25年度については、96.5%ということで、大体96前後の数字で推移をしております。

このうち、有所見者数という二次検診を受診していただいている方の割合が、約25%ほどございまして、職員の健康管理につきましては、基本的にこの健康診断を受診していただくために、文書によって啓発等もさせていただきながら、人事課に配置をしております看護師等も個別に対応させていただいて、職員の健康管理に努めているところでございます。

次が、43番の時間外勤務手当でございます。

時間外勤務手当につきましては、予算との乖離もご指摘をいただいておりますけれども、平成16年度以降、時間数にして約1万3,276時間、これは、水道、消防、選挙関連を除いておりますけれども、この時間数を削減、金額にして7,200万円程度になると思っております。

時間外勤務時間の抑制ということは、行革でも挙がっておりますわけですが、この数字そのものについては、一つは、課長代理が管理職ということになりまして、課長代理が時間外に勤務した場合に支給しておりました時間外勤務手当というのが、管理職手当の中に含まれているという部分で、若干、その部分の影響ということもございしますが、予算と決算の乖離というものが、過去からも大きい部分がございましたので、その査定をする段階で、予算の根拠になる数字であったり、内容であったりということも精査しながら、現在、取り組んでおるところでございまして、必ずしもこの数字が低ければいいというものではございませんけれども、適正な時間外勤務時間ということを考えながら、今後もこの部分については精査をしていきたいというふうに

考えております。

次が、44番、特殊勤務手当についてのご質問でございます。

中川委員からもお話もございましたように、条例等で特殊勤務手当については、定義をいたしております。

給与条例に基づいて、著しく危険であったり、特殊な勤務に従事する職員に支給されるということで、位置づけがなされているものでございます。

人数的なところでございますけれども、平成25年度で、災害対策を含めまして、366人に対して2,261万円ほどで、災害対策を除きますと、206人ということになっておりまして、人数的には、災害の年度による発生状況によって、対象人数が増減するというようになっております。

この特殊勤務手当につきましては、大阪府、国との関係の中で、やはり、この時代の中で適正であるのか、どうなのかというところを順次精査をしております。今後とも、府の指導も踏まえながら、本当に必要なものであるかどうかというところを、きっちり精査をして対応をしていきたいというふうに考えております。

最後、46番がラスパイレス指数でございますけれども、ラスパイレス指数につきましては、これも少しお話しいただきましたように、全国の地方公共団体の一般行政職、これを同一の基準といたしますか、比較をするために、国の職員構成を用いて、これは、学歴とか経験年数の部分になるのですけれども、そのあたりの国と比較することによって、国を100としてその自治体が幾らになるかということを出して給料月額を比較しているものでございますけれども、本市は、ここ数年、98台になっているのですけれども、平成24年度が98.2、平成

25年度が98.1、これは、全国平均、町村も含めると、平成24年度が98.9、平成25年度が98.8、全国の市の平均でいきますと、平成24年度が98.9、平成25年度が98.5と、ほぼ、若干、下回っておりますけれども、ほぼ全国平均の数字ということと言えるかと思っております。

単純に国を100として比較するという部分については、問題がないわけではございませんが、例えば、国のほうでございましたら、局長級はラスの換算に含まれないであるとか、そういったこともありますし、手当の差異の問題、これは、給料月額に直接関係がない部分でございますけれども、そういったこともございますので、これは、単純比較かどうかということがありますけれども、一定、全国の状況比較をするということでは、このラスが現在用いられているということでございます。

○野口博委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 臨時福祉給付金、子育て世帯に係る給付金に関するご質問にご答弁をさせていただきます。

平成25年度の臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る執行状況から、給付金の支給準備が遅れたのではないかという、ご心配をいただいておりますが、平成25年度の事務経費の執行率の中で、執行率が低調であったのは事務機器の借上料でございます。

本年2月20日に議決いただき、4月からの消費税率の引上げに対する配慮として実施されます両給付金の支給準備を進める中で、給付金システムのパソコン及びプリンターを当初は借り上げを行う予定でありましたが、全庁的なパソコンの入れ替えに伴って、旧のパソコンを情報政策課のご協力のもと、有効利用させ

ていただいたことなどによって、予算の残額が発生したものであります。

また、給付金の支給等の開始につきましては、大阪府が示された目安の7月1日、支給申請受付に合わせて、6月下旬に申請書等を対象者と思われる方に送付し、7月1日から滞りなく受付を開始いたしました。

これに伴いまして、広報周知等をさせていただいたのですが、5月に児童手当の現況届けの送付時にチラシを同封、6月に国民健康保険での決定通知の中に、送付時にチラシを同封させていただきました。

また、公立小中学校や、市内の公共施設にB2サイズのポスターの掲示をお願いさせていただいております。

7月に給付金チラシ、タブロイド紙版の4ページにわたる7月1日号広報紙に折り込みをさせていただいている次第であります。

それと、後期高齢者医療保険、あと介護保険料の決定通知の送付時にチラシを同封させていただいております。

8月には、摂津まつりのときにうちわを1,000個配布させていただいております。

あと、市内の医療機関及び通所介護施設にB3サイズのポスターの掲示を依頼させていただいております。

なお、広報紙につきましては、5月1日号から毎月1日号にご案内を掲載しており、9月は15日号にも掲載させていただいております。

現在までの申請率の状況であります。臨時福祉給付金では、7月末で43.6%、8月末で55.8%、9月末で64.9%となっております。

また、子育て世帯臨時特例給付金につきましては、7月末で52.6%、8月

末で63%、9月末で72.3%となっております。

なお、9月末時点の大阪府下、豊中市を除く42市町村の臨時福祉給付金の平均の申請率は、62.1%となっております。

○野口博委員長 川西課長。

○川西人権女性政策課長 人権女性政策課に係りますご質問6点について、ご答弁申し上げます。

まず、47番でございます。最近のDV被害の傾向と、相談後のケアということでございますが、まず、DV被害者の傾向といたしましては、20代後半から30代前半の女性の方が被害に遭われるケースが最も多くなっております。

中でも、被害に遭われた女性の家庭に低年齢の子どもがおられるケースが大変多く目につきます。

このため、DV被害だけではなくて、児童虐待のケースが疑われたこともありますので、相談内容が大変複雑化しているという印象を持っております。

次に、DV相談後のケアでございますが、これもケースによってさまざまでございます。この場でなかなか具体的な事例まで申し上げることが難しいのですが、特に生命の危険があるような悪質なDV事案につきましては、大阪府女性相談センターや警察を通じまして、緊急一時保護を行っているところでございます。

続いて、48番目のご質問でございます。人権啓発推進施策要望事業について、ご説明いたします。

これは、国や大阪府に人権施策を求める事業でございます。決算の金額は、全て会議や陳情に出席するための旅費でございます。

執行率ですが、平成25年度は東京な

ど遠方への会議、陳情活動がなかったため、執行率は約40%となっております。

平成25年度の具体的な要望ですけれども、具体的に大阪府育英会奨学金制度の拡充であるとか、DV被害者支援策の拡充、また、都道府県単位でやっておられます土地取引差別を防止するための不動産業者への啓発指導、これらを大阪府下の市町村全てとりまとめて要望いたしました。

また、ここ数年の傾向でございますが、要望内容は、教育や福祉分野についての人権課題を要望することが大変多くなっております。

続いて、49番目、摂津市における各種審議会など、政策方針決定の場への女性の参画率についてご説明申し上げます。

まず、平成24年度までは、毎年女性の参画率は27%前後を推移しておりました。

しかし、平成25年度では、この参画率が34%まで上がりました。このアップした要因なのですが、全庁的に附属機関の見直しが行なわれて、これに伴いこの参画率の調査対象となる審議会や会議も見直しも図りました。

その結果、調査対象となる審議会等が、これまでの35から45へと増えました。この増えた中に女性の参画率が高いものが含まれていたとご理解ください。

続いて、50番目のご質問でございます。せつつ女性大学についてご説明いたします。

せつつ女性大学の目的ですが、男女共同参画の視点をしっかりと持って、地域などで活躍できる女性の人材を育成することです。

連続講座になっておりまして、前期の5回を基礎講座、続く後期の5回を情報発信や企画力を磨く発展講座として、全

10回の連続講座を開催しております。

平成25年度は18名の方がこの講座を修了されました。現在、修了生の皆さんは自主的に活動グループを起ち上げられましたり、また、市の各種審議会の委員を引き受けていただくなど、いろいろな方面で活躍をされておられます。

続きまして、51番目、男女共同参画についてのお答えでございます。

摂津市では、男女共同参画社会を実現いたしますために、コミュニティプラザの1階に男女共同参画センター・ウィズせつつを設置しております。

ここを拠点施設といたしまして、いろいろな啓発講座の開催、また、市民の自主グループの活動を支援、情報誌の発行や図書への貸し出しなどを行っております。

これらの取り組みを通じまして、男女共同参画社会の実現を目指しております。

最後に、52番目、平和施策推進事業、それから、平和月間の取り組みについてご説明いたします。

摂津市では、毎年7月、8月を平和月間と定めまして、戦争の悲惨さと平和の尊さを訴える取り組みを進めております。

具体的には、事務報告書32ページにありますとおり、平和演劇祭、平和パネル展、広島市平和記念式典への市民派遣などを行っております。

その中でも平和演劇祭は、平和都市宣言30周年の中核をなすイベントと位置づけまして、劇のストーリーも完全なオリジナルで開催いたしました。

開催日が夏休み最後の日曜日ということもございまして、親子連れを中心に289人もの市民の方に参加いただきまして、平和について考えていただくいい機会になったと思っております。

○野口博委員長 東角部参事。

○東角総務部参事 53番目の市史編さ

ん事業に係ります進捗状況と今後の見通しについて、ご説明申し上げます。

まず、平成23年7月から本格的な市史編さん事業がスタートいたしました。

現在、平成32年度、それから平成33年度の新修撰津市史の発行に向けまして古文書でありますとか、それから、史料叢書、それから、発行されております刊本史料などを収集して分析をしているところでございます。

平成25年度末におきまして、史料提供にご協力いただいております状況でございますが、個人につきましては、市民の方々延べ9名、1万2,725点と衣装ケースや柳行李などで2箱。それから、地域の区有文書でありますとか、大学関係などからお借りしております史料が、団体では延べ12団体、1万3,017点と55箱をお預かりしております、点数にいたしまして3万点以上を、現在お預かりしている状況でございます。

今年に入りましても、鶴野新田でございますとか、鳥飼上之村でございますとか、あるいは、一津屋村などからご協力の申し出をいただいております、市域での新たな発見につながるような史料の提供が期待される状況でございます。

現在、その撮影のほうで、史料がドンとまいます状況で、追いつかない状況でございます。

それから、今後の見通しについてでございますが、これまで刊行物といたしましては、平成24年11月と平成26年4月に「市史編纂だより」を発行しております。3.11の震災のほか、大日本の地図を作成されました伊能忠敬が鳥飼下之村に上陸をされて、一津屋村から尼崎までの神崎川の測量などをされている内容などを掲載しております。

それから、平成25年度といたしまし

ては、10月には、鳥飼村でありますとか、味生村の「昭和28年台風13号災害写真集」発行を、また講演会などを開催させていただいており、当時の緊迫した災害への対応や復興に向けてのご尽力をいただいている内容を掲載しております。

今後といたしましては、市史編さん委員会でご協議をいただいておりますところでございますが、平成32年度、それから平成33年度の発行を予定しております種本となります内容といたしまして、平成26年度には、近代明治以降の学校教育史料集を考えており、平成27年度は、具体的な内容まではまだ協議されておられません、近世の史料集、平成28年度には、古代の史料集の作成に向けまして、調査・撮影・解読・目録化・分析などをしていく予定でございます。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 中川委員からいただきました質問10点について、ご答弁申し上げます。

まず1点目、庁内印刷事業の認識と見通しということで、事務報告の数字からいただいております。

この上質紙・ザラ紙・再生紙、この購入ベースでございますが、内訳としましては、ザラ紙が75%、再生紙約10%、上質紙10%で、あと再生の色上質が5%という内訳でございます、総務課としましては、できるだけ効率的に、それからザラ紙が一番安価でございますので、一番安いもので見れるような形、ただし印刷につきましては、庁内印刷ということで、各課から上がってくるものを印刷しております。

そのため、例えば学校関係であれば、指導要録とか、健康診断票でありますとか、保育所・幼稚園・小・中と関わる年

度当初に要るような定型的な所定の様式のものがございますので、この分については、上質紙を使って保存が効くような形にしている状況でございます。

また、あと福祉関係では、介護保険等、認定審査の申請用紙でありますとか、これも法定で決まっているものがございますので、それを必要な枚数印刷しているところでございます。

それから、環境ということがございましたので、基本的には、A4で完結するような原稿づくりをお願いしているところでございます。

購入ベースにつきましては、印刷についてはA4なんですけれども、購入する際は、割安になるA3の大きさに一締めごとで購入しております、A4で購入するよりも3割ほど安く購入できるというところがありまして、そういうところで工夫をしているところでございます。

また、事務報告書に上がっておりますはがきの印刷につきましては、これは保健福祉課でがん検診のお知らせでありますとか、幼児・育児の健診のお知らせでありますとか、そういったもののお知らせの印刷をしているものでございます。

2点目につきましては、例規集委託料の件数の減ということでございますが、例規集につきましては、平成24年と25年で、内訳を見ますと、条例・規則・規程・要綱等ございますが、規則の制定件数が29件開きがございました。

要因としましては、平成24年に障害者自立支援法、それから児童福祉法及び住民基本台帳法の改正並びに外国人登録法の廃止に伴う規則改正が多かったというところが要因でございます。

この今の要因で申し上げますと、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正に伴うものが7件、住民基本台帳法、外国人

登録法の改正並びに外国人登録法の廃止に伴うものが10件でございます。

件数では、こういう状況になっておるんですけども、委託料の積算としては、ページ数ですね、1件の条例改正でありましても、ページ数によって影響がございます。

前年のものと比較しますと、25年度は、ページ数が986ページ年間ございました。その前年は1,574ページというところで、単に改正件数ではなくて、各例規のボリュームというところに影響がございます。

続きまして、3点目、行政法律相談の基準、頻度、特徴、推移等ということでございますけれども、本市では、宮崎綜合法律事務所と高田明夫法律事務所に顧問委託をお願いしているところでございます。

傾向と推移でございますが、特段、そういう推移的なものはございません。件数から申し上げますと、25年度については、人事課が6件、納税課が2件、高齢介護課が1件、下水道業務課が2件、下水道事業課が1件、都市計画課が1件、道路管理課が2件、教委総務課が2件ということで、中身につきましては、やはり権利関係で争うもの、土地については、明示の関係、境界の関係、あと職員については、分限の関係、そういったところで弁護士相談に行っております。

中身につきましては、政策的に聞くのではなくて、各課がこういう方針で行くということについて、法的にどうなのかと、専門のご意見を伺うという形でございます。

続きまして、4点目の市政功労者の選考基準ということでございますが、市政功労につきましては、表彰の内規というものを備えております。

まず、市政功労の種類でございますが、功労賞、それから善行賞、それと感謝状という形になります。

功労賞の内訳でございますが、一つは、自治功労賞、教育文化功労賞、防災功労賞、産業功労賞、福祉衛生功労賞という部門に分かれております。

それとは別に、前年に叙勲を受けられた方につきましても、功労賞として表彰の対象に上げております。

それから、最後の善行賞でございますが、善行賞につきましては、公益のために私財の寄附があった等、そういう者、または団体について表彰をしているものでございます。

続きまして、感謝状のほうでございますが、感謝状につきましては、過去に行政委員会の委員の職にあったもの、また民生委員、保護司、人権擁護委員、消防団長、副団長であった者、そういった方々の年数に応じて感謝状の表彰の対象にしております。

どういった方が対象になられるかということなんですけれども、個人名はちょっと避けますが、功労賞として平成25年度は6名の方が対象になり、受賞されております。自治功労賞が10名の方が受賞されております。教育文化功労賞としては、3名の方が受賞されております。防災功労賞が1名でございます。福祉衛生功労賞が1名でございます。善行賞は3名でございます。感謝状の行政協力としましては、17名の方が表彰になっております。

次に、事務報告書に市政功労者の名前を記載するというところでございますが、毎回、その月の広報には、こういう方が受賞されましたということは載せております。

ただ、常時、こういう事務報告の中に

掲載するということはちょっと控えておるところでございますが、その理由と言いますのも、毎年、総務省等から叙勲を受けられた方等が新聞とかにも上がりますけれども、そういう方を狙って振り込め詐欺とか、また皇室図書販売をしむけるであるとかというような被害が起っております。

こういう事務報告に載せますと、情報コーナーにおきましては、誰でもが見れる状況にありますので、ちょっとその辺につきましても、控えておるところでございます。

続きまして、情報公開等の公開・非公開についてでございますが、情報公開につきましては、私ども条例のほうで定めております。行政文書公開請求及び保有個人情報開示請求の公開・非公開の基準につきましては、それぞれの条例で非公開となる場合の基準を規定してございまして、その規定の該当性で判断しております。

ちなみに、情報公開請求については、摂津市情報公開条例第6条第1項に、個人情報開示請求につきましては、摂津市個人情報保護条例第13条にそれぞれ規定しております。

主な内容としましては、公開しないことができる行政文書としてどういうものがあるかということと、それから個人情報につきましては、開示できないことができる保有個人情報としてどういうものがあるかということのを例示をして挙げさせていただきます。

特に、情報公開請求の方で申し上げると、やはり法令で禁止されているもの、もしくは人の生命、健康、生活、財産を保護するために公にすることが必要であると認められる情報、それから個人情報の方につきましては、公開することによ

て生命、健康、生活または財産を害するおそれがある情報、それと先ほど申し上げた法令秘、法令によって開示することができないとされている情報が主なものでございます。

続きまして、7番目に公開件数の増と傾向につきましてでございますが、24年度と25年度を比較してということで、24年度が43件、25年度が44件でございます。過去の合計件数を見ますと、平成21年度から見ておるんですが、平成21年度が22件、平成22年度が28件で、平成23年度が41件、24年度が43件、25年度が44件となっております。

この平成22年から23年にかけて数が増えたということでございますが、この時期から、特に保険業者、市の方でいろんな保険、ボランティア保険でありますとか、いろんな保険に入っておるんですが、その分についての公開請求が増えております。

同じ業者が毎年のように公開請求をされまして、それを自社の資料にされているというところでございます。

公開請求につきましては、何のためかということが聞けませんので、条例に照らして公開すべきものでない限りは、公開していくということでございます。

今の業者での件数でいきますと、25年度は四つの業者から21件の請求が来ておりますので、ほぼ半分ぐらいがその業者の請求かなというところでございます。

それから、8番目に、文書発送処理の内容状況でございますが、平成24年度で支出済額として3,210万9,505円と、平成23年度で3,328万828円ということで、今年度が減っておるということなんでございますが、郵便

につきましては、各課で持たれている予算、それから総務課支払い分ということがありまして、昨年までは選挙がずっと続いておりました。選挙がある月につきましては、一応、急な発送とか、不在者でありますとかというときに対応できるような形で、少し切手等で余分を持っておるというところがございます。

ですので、その前年と比べますと、24年度の切手の購入が約115万円ありましたが、25年度は20万円と、後納郵便につきましても、約5%でありますけれども、157万円ほど少なく済んでおるというところで、その実態的な郵便の量が減ったということもあるんですけれども、1番は、そういう選挙用の切手を控えたということがあります。

それから、郵便につきましては、郵便のほうの制度自体が年々変わってくる状況でもありまして、今まで簡易書留、書留で出すべきものがレターパックというような新商品ができて、その分、物に合致すれば、料金が60円から百何十円と安くなるのが出てきましたので、それに対応しまして、簡易書留で出すのがいいのか、それともレターパックで出すのがいいのかというところを勘案しまして、簡易書留で原課から来たものについても、総務課のほうから、これはレターパックで出すほうが安くなるので協力してくださいということで、そういう協力を毎日お願いしているところでございます。

それから、マイクロフィルムの基準についてでございますが、マイクロフィルム作成の保存の線引きということなんですけれども、マイクロフィルムにつきましては、私ども規程を設けておりまして、摂津市マイクロフィルム撮影等事務取扱規程ということで、その第3条に、主に永年保存の文書について作成していると

ころでございます。

第3条を読み上げますと、「マイクロフィルムに撮影する文書は、摂津市文書取扱基準第3条第7号に規定する保存文書のうち永年保存すべきものその他総務課長が必要と認めたものとする。」というふうにしておりまして、基本的には永年文書にしております。永年文書は廃棄できませんので、増えることがございますので、そういうマイクロフィルムに落として保存していくということでございます。

その他必要と認めたものというのとはどういふものが当たるのかと言いますと、やはり学校関係の図面でありますとか、その後、大規模改造とかするとき、どうしてもそういう図面、また下水等の図面でありますとか、そういったものについては、必要と認めたものとしてマイクロに落としているところでございます。

それから、最後の10番目のマイクロフィルム作成をデジタルスキャンで対応できないかということについてでございますが、マイクロフィルムというものについては、耐用年数が基本的には最長500年というふうに言われておりまして、保存性にすぐれておるということで、永年保存の文書を媒体変換先として有用であるというふうに考えられております。

デジタルスキャンした文書につきましては、やはり改ざん性の問題が指摘されておりました、その点、マイクロフィルムは改ざんが難しいということで、国内外の判例でも、法的証拠能力があるというふうに立証されておりますので、私どもとしましては、デジタルスキャンの対応は現在のところ考えておらない状況でございます。

○野口博委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 防災管財課に係り

ます14件のご質問にお答えさせていただきます。

64番の南海トラフ巨大地震の取り組みについてでございます。

南海トラフ巨大地震の被害想定は、平成24年8月に国が被害想定を発表しておりまして、全国で32万人の死者が発生するという大きな被害想定になってございます。

その後、平成25年10月に大阪府が被害想定を行い、大阪府下では国の想定を大きく上回る最大死者が13万人という被害想定をされ、また経済被害等も示され、その後、大阪府のほうで地域防災計画の修正がなされてございます。

本市においても、平成25年度より地域防災計画の修正を行っており、アンケート調査や、それから女性専門委員会の開催、庁内検討会を開催して、現在、意見の集約を行うなど、順次、作業を進めているところでございます。

計画の修正のポイントでございますが、命を守るための地域防災力の向上と、それから市職員の防災対応力の強化ということで、防災教育や地域への災害啓発を通じた地域防災力を強化するとともに、実効性のある計画とするため、各種マニュアルを推進し、災害に備えた全庁的な体制構築に向けた取り組みを行っていきたいと考えてございます。

続きまして、65番、土地開発公社の補給金についてでございます。

本来、土地開発公社が取得した土地は、速やかに市に買い戻しがされるべきものでございますが、市の財政状況の中からそれが実施されず、不健全な公社運営を続けてきました。

公社借入れの利息を補うため、平成19年度より2,500万円ずつ、平成23年、24年には2,000万円ずつ

ということで、合計1億4,000万円の補給をしていただいております。

25年度には、健全化に向け、公社が保有する4件の土地を買い戻し、新たな事業が実施されるまで休止状態とするため、当面の運営費用を残し、市のほうに補給金の返還金として2,700万円を返還してございまして、25年度、補給金はございません。

続きまして、66番目、集会所の補修のスタンス、それから補修の状況、地元の反応、利用状況についてでございます。

集会所の修繕につきましては、日常管理をしていただいている管理者から直接修繕の依頼を受け、すぐに現場に行き、確認し、対応してございます。

特に、最近が高齢化が進み、和式便所から洋式便所への変更や、手すり、それから床のフローリングへの要望が多くなりつつございます。

修繕内容の主なものとしましては、集会所の屋根の修繕でございますとか、外壁等の修繕、床の修繕や、それからトイレの改修などがございます。

地元の反応としましては、集会所の管理者よりいろいろな要望が寄せられますが、限られた予算であることから、全てに対応できる状況ではない事情がございます。

地元管理者には、市の事情を丁寧に粘り強く説明することをご理解をいただいていると考えてございます。

また、利用状況につきましては、ばらつきがございまして、25年度で見ますと、多くは400回以上使われているところ、ほぼ毎日利用されているところ、少ないところでは、わずか50回を切るような場所も5か所ほどございます。

続きまして、67番目、庁舎管理の樹木借上料でございます。

樹木借上料の内容につきましては、市庁舎の新館、本館における樹木の借り上げを行っておりまして、従前から1階のロビーに約70鉢余りの樹木を設置してございました。

しかし、1階のロビーの有効活用として、ロビーコンサート等のイベントが実施されること、それから各種行政業務の受付窓口を設置することや安全面からも見直しを行い、25年度におきましては、支出を見合わせたものでございます。

続きまして、68番目、市有財産管理事業におけます保険料につきましては、回答申し上げます。

保険料につきましては、2種類ございます。全国市長会市民総合賠償補償保険料、それから建物総合損害共済保険料がでございます。

全国市長会の保険につきましては、市民に対して施設の瑕疵等で、市が法律上、賠償責任を負担することによって生じる保険金を支払うものでございまして、対象となる施設は、市役所や文化施設、スポーツ施設、公園などの公共施設が対象となりますが、学校や市営住宅、上下水道施設や道路は対象外でございます。

それから、建物総合損害共済保険料につきましては、市内の施設に対する損害保険でございまして、侵入や建物被害がございました場合に、対象となるものでございます。

対象は、特別会計を除く市の施設、一般物件で言いますと、173施設、それから住宅物件の4件でございまして、177件が対象でございます。学校施設も、ここには含まれてございます。

続きまして、69番目、市営鯉生野・鳥飼野々団地の解体工事の進捗状況について、ご説明申し上げます。

市営鳥飼野々団地の解体工事につきま

しては、木造の平屋及びRCの2階建ての住宅の解体を行ったものでございまして、平成24年12月14日までの工期で、24年度中に工事は完了してございます。

また、市営鯨生野団地の解体工事につきましては、RCの5階建ての2棟を解体したものでございまして、工期のほうですが、当初、平成25年2月8日まで契約工期となっておりましたが、地元説明会、地元調整により工期を要することになったため、明許繰越の手続きを行って、平成25年4月30日で工事を完了してございます。

続きまして、70番目、解体工事に伴うトラブルの有無についてでございます。

両団地とも事前に工事の説明会を行い、工事に着手してございます。周辺住民の方々からは、解体工事でございますので、振動や騒音に対し懸念するご意見や解体ガラの車両の出入りの安全対策についてのご意見をいただき、交通整理員の増員や子どもたちの通学時間帯を配慮した工事時間を設定して、それを厳守して行ってまいりました。

特に、鯨生野団地のほうでございしますが、地元4自治会と工事協定を締結いたしまして、住宅内の工事車両の制限、それから騒音振動計を増やすなどの対応を行いました。

その後、期間中には大きなトラブル等はなく、周辺住民のご理解により、工事完了に至ってございます。

続きまして、事務報告書42ページの公共用地の取得及び処分についてでございますが、1番目の用地買収関係でございます。

ここに上がっております件数、公衆用道路1件13筆等でございます。こちらは、道路管理課が行っております公衆用道路

内の旧の農林水産省の用地を払い下げたものでございます。

それから、次の道路予定用地につきましては、3件6筆となっておりますが、こちらは、まず正雀駅前の道路拡幅工事に合わせまして、道路交通課が用地買収を行ったものでございまして、2件の3筆になってございます。

また、もう1件につきましては、都市計画課が行っております新在家鳥飼上線の道路拡幅工事に合わせて、1件の3筆の用地買収を行ってございます。

続きまして、市営住宅管理事業におけます昇降機保守委託料についてでございます。

対象となる施設は、共同住宅でございます5階建ての一津屋第1団地の1基、それから6階建ての一津屋第2団地の1基、それから6階建ての三島団地の2基、定員は全て9名のエレベーターが対象で、建築基準法第12条第3項に基づく定期点検や報告書の提出、それから遠隔監視点検、異常監視、直接通話サービス等の委託を行ってございます。

委託先は、大阪ビル管理でございまして、総合管理により契約を行ってございます。

続きまして、73番目の防災資機材及び備蓄用品の現状と今後の方向性についてでございます。

現在の防災資機材につきましては、各小学校にございます防災資機材倉庫に懐中電灯や救急セット、バールやハンマー等の資機材のほか、簡易トイレや非常用水袋などがおさめられてございます。

また、救命用のボートにつきましても、3艇準備してございます。

備蓄としましては、平成26年4月現在でございますが、乾パンを1万5,000食余り、アルファ化米が1万食余り、

粉ミルクやおむつなど、飲料水やトイレの備蓄などを市役所や小・中学校に配備してございます。

備蓄や資機材の今後の方向性についてでございますが、府の備蓄の考え方を踏まえた整備をしております、その基準についてはクリアしてございます。

しかし、先日開催しておりました女性の専門委員会からのご意見や、それから大阪府においても南海トラフの想定がなされていることから、備えていくものについては検討しているところでございます。

また、防災資機材についても、主に避難所で使用する物品、簡易トイレや着がえスペースなど整備を検討してまいりたいと考えております。

それから、74番目、情報伝達整備事業のJ-ALERTの整備のシステム内容について、それから問題点についてでございます。

J-ALERTは、人工衛星から直接情報を受けて、行政無線による国から市民まで瞬時に情報が伝達できるシステムでございます、J-ALERTで配信される情報につきましては、弾道ミサイルの情報であるとか、航空攻撃の情報、それから緊急地震速報などでございます。

摂津市でも、平成22年にJ-ALERTの整備を行っておりますが、情報発信を行う防災行政無線側がアナログ方式であるため、自動起動が行えないような状況でございました。

国の防災情報通信整備事業交付金を利用し、老朽化していた防災無線の操作卓を更新して、J-ALERTの自動起動装置が接続可能となり、今年6月に国からのJ-ALERTを通して緊急地震速報の訓練を行ったものでございます。

続きまして、75番目、電波使用料、

MCA使用料の金額についてでございます。

先ほどと同様に、国の交付金を活用して、老朽化していた防災行政無線の移動系無線をMCA無線という方式に更新いたしました。

MCA無線の使用料につきましては、通話料を移動無線センター、それから電波使用料を近畿総合通信局にお支払いすることになっており、合計で47万5,915円を支払ってございます。これは、通話の増減に関係なく定額となっております。

続きまして、76番目、自主防災訓練の内容と行政の取り組み方、関わり方についてでございます。

自主防災訓練は、毎年11月から2月にかけて、地域の自主防災組織が中心になり実施されてございます。

それぞれの地域の訓練では、避難訓練、それからAED、煙体験ハウスや消火器訓練などが行われております。

訓練実施に当たっては、自主防災組織で大枠を決め、それから防災管財課と消防本部で自主防災会の打ち合わせを行い、最終決定をしております。

課題としましては、参加者や訓練内容が固定化していることが課題となっておりますが、市では、25年度から全国で大雨が降っていること、その辺も踏まえて、洪水ハザードマップの説明を一部で採り入れるなど工夫をしております。

引き続き、訓練内容につきましては、幅広い年齢の方が参加されるように内容の工夫を検討してまいりたいと考えております。

それから、避難準備情報の発令についてお答えさせていただきます。

台風19号の接近に伴いまして、近隣市は避難準備情報を発令しておりました

が、市では発信してございません。

避難準備情報や避難勧告等の発令基準につきましては、避難勧告等判断マニュアルを作成してございまして、河川の状況や降雨状況から判断して、市がそれらの情報を発信することになっており、今回もそのマニュアルに沿って判断したものでございます。

○野口博委員長 榎納課長。

○榎納情報政策課長 情報政策課に係りますご質問2点につきまして、お答えさせていただきます。

まず1点目、電子自治体の取り組みと将来のビジョンについてでございますが、本市におきましては、平成20年にオープンシステムを導入いたしました。

電子自治体システム借上料につきましては、コンビニ収納や電子申告、申請サービスに対応するため、システムを構築した経費等となっております。

今後は、マイナンバー制度導入により、平成28年1月より個人カードが配付される予定となっております。

この個人番号カードを利用して、コンビニエンスストアにおいて、住民票や印鑑登録証明書の交付、またマイポータルサイトから情報提供など、より利便性の高い市民サービスを提供できるよう検討してまいりたいと考えております。

2点目、OA機器管理事業費の減額についてでございますが、OA機器管理事業費のパソコン等借上料につきましては、平成20年度から3年間に老朽化したパソコンの更新・拡充をさせていただきました。

平成24年度より減額となっておりますのは、平成20年度に導入いたしましたパソコンのリース支払いが終了いたしましたことが要因でございます。

○野口博委員長 和田部参事。

○和田総務部参事 市民税課に係ります3点のご質問につきまして、お答えいたします。

まず79番目、市税決算額の推移についてでございますが、平成22年度の市税決算額は188億円でございました。それが、平成24年度には178億円ということで、10億円の減となっております。

その主な要因といたしましては、平成22年度、市税の中のたばこ税収入が25億円を超えておりましたけれども、24年度には15億円を割る状況になったということが、その主な要因と考えております。

続きまして、80番目です。個人住民税についてのご質問でございます。

平成25年度の個人市民税決算収入額は、41億4,745万6,842円で、対前年度比1,298万8,976円、0.3%の減となっております。

これは、所得は前年度水準を維持したものの、社会保険料等の所得控除額が増加したことによるものと考えております。

税収が右肩上がりでも上昇いたしましたバブル崩壊前の状況から見て、長期にわたるデフレから日本経済が脱却することが、税収回復にとりまして最重要課題と認識をいたしております。

また、摂津市の個別要因といたしましては、平成20年度から続いておりました納税義務者数の減少傾向が南千里丘の大規模マンション入居に伴う人口増により、24年度において歯どめがかかっております。

委員のご指摘にもありました人口減少社会への対応が市の未来を左右する極めて重要かつ全市的な課題との認識をいたしております。

続きまして、81番目、法人市民税に

つきましてお答えいたします。

平成25年度の法人市民税決算収入額は、16億7,790万831円で、対前年度比2億7,431万9,249円、14.1%の大幅減となりました。

これは、市内主要法人の特別損失計上に伴うものでございます。

法人市民税は、景気変動の影響を大きく受ける税であり、本市におきましても、リーマンショックによる景気後退により、平成20年度28億2,000万円あった税収が翌年度15億円と、ほぼ半減したことからも、安定した税収が期待できるものとは認識をいたしておりません。

前議会で条例改正をいたしました法人市民税の一部国税化に伴う税率に引き下げ、今後予想されます国際競争力強化のための法人所得課税実効税率の引き下げ、消費税率10%導入段階における法人市民税のさらなる国税化等を考えますと、中期的な税収見通しは非常に厳しいものとの認識をいたしております。

○野口博委員長 中西課長。

○中西固定資産税課長 固定資産税に係ります三つの質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、固定資産の下落に歯どめをかける対策及び認識、それと固定資産税をアップさせる対策について、この2点を合わせてご答弁させていただきます。

固定資産税の下落要因は、地価の伸び悩みによるものにほかならないというふうに考えておりまして、土地評価の指標となります。ここ数年の地価公示価格の下落率は、市内平均で、平成24年からマイナス1.5%、マイナス1.0%、マイナス0.3%と縮小傾向に推移しております。

また、大阪府地価調査におきましても、同様に平成24年からマイナス1.2%、

マイナス0.3%、そして今年26年には0%となっております。バブル崩壊以降の大幅な下落はおさまりつつあると考えております。

まだ、安威川以南地域などで一部軽微に下落しているポイントもあるんですけども、ほぼ摂津市内の地価自体は安定期に入ってきたのではないかとこのように考えております。

今後とも、地価の動きを十分注視しながら、適正な評価には努めてまいりたいというふうに考えております。

固定資産税をアップさせる対策ということですが、固定資産税をアップさせるのに必要な土地の評価の伸びということに関しましては、市場の取引価格というのが影響を大きく受けますので、景気との連動で、この実勢価格が上昇しない限りは、なかなか土地価格のアップにまでは及ばないのではないかとこのように考えております。

ただ、市税収入全体的に見ますと、この平成25年度決算の決算ベースでいきますと、確かに土地と償却資産につきましては、軽微ながら若干減少という形になっているんですけども、家屋におきましては、新增築家屋の増というのが見込まれて増しましたので、その影響で、現年課税分では、一応0.3%増という形にはなっております。

それと、もう1点の固定資産税納税義務者数の変化、それと現状の分析についてお答えさせていただきます。

固定資産税納税義務者の推移につきましては、土地・家屋・償却資産の免税点以上の実数では、平成22年から平成26年までの5年間の推移で見ますと、年々増加傾向にございまして、当初課税の段階の比較では、この5年間で1,347名、率にしまして5.1%増加している

という現状でございます。

個人・法人別で見た場合、個人で1,292名増加しております、法人で55社の増と、圧倒的に個人が増加しているということから、こちらのほうの要因としましては、やっぱり工場・倉庫などの企業の跡地に一戸建て住宅ですとか分譲マンション等が建設されていることが主な要因であるという感じで見えております。

○野口博委員長 岩見課長。

○岩見納税課長 納税課に係りますご質問4点について、お答えさせていただきます。

まず、収入未済額の減少に関わりどのようなことがなされたかといったご質問の趣旨であったかと思えます。

平成18年度から大阪府の共同徴収が始まりまして、大阪府から、当初は、1年間のうち、3か月でございました。その後、6か月ということで、大阪府のほうから出向をしていただいた職員の方々と一緒になりまして、大阪府での徴収方法、あるいは大阪府内の自治体の徴収方法を教えていただきながら、徴収ノウハウの向上に努めてまいったところでございます。

そういった中で、専門研修への職員派遣や徴収難事案への解決など経験を踏み、課員全員が一丸となって積極的にみずからの徴収ノウハウを向上させてきた結果であると考えております。

続きまして、不納欠損分についてのご質問でございます。

地方税法上、租税の徴収権は法定納期限から5年間行使しないことによって、時効により消滅すると規定されております。

また、滞納処分執行停止をしたものは、その停止が3年間継続したときには

消滅するということにもなっております。

不納欠損の処理につきましては、個々詳細な調査を行い、資産・財産もなく、生活状態が明らかに困窮であり徴収が困難と認められた場合や、あるいは破産や競売などにより法的手段の結果により徴収が困難であるものは、執行停止をしたり、また海外出国者等につきましては、法律により納税義務が消滅いたしますので、時効を迎えますと、それらのものは損失として不納欠損に計上しなければならないというものでございます。

なお、不納欠損の最終決定につきましては、副市長決裁をもって処理をさせていただいております。

続きまして、インターネット公売への流れといった内容のご質問かと思えます。

インターネット公売につきましては、平成20年度から実施をしております、ヤフージャパンの官公庁インターネット公売を利用して、差し押さえた物件について売却をいたしております。

インターネット公売の流れといたしましては、年8回のエントリーの機会がございますが、それに出品をして、参加申し込みがございました参加者の中から入札で行うものでございます。

落札されました場合には、ヤフーから落札者に通知が届き、また通知とは別に本市から落札者に対して連絡をさせていただいております。

その後、落札者と納付方法、また受領方法等を確認して、代金を指定の日までに納付をしていただいております。

決算概要の62ページに記載いたしております手数料の支払いでございますが、後日、ヤフーから手数料の請求書が送付されてまいりますので、落札代金の3%

及びそれに合った消費税を合わせてお支払いをし、完了となります。

なお、この手数料につきましては、滞納処分費として落札額から差し引いて歳入処理をいたしております。

また、商品の送料、落札金の振込手数料につきましては、全て落札者の方がお支払いいただくこととなっております。

実績といたしましては、平成20年度から38点を出品して、絵画やバイク、自動車など26点が落札され、昨年、平成25年度につきましては、絵画1点を出品し、1名の方でございますけれども、応札がございまして、落札されている状況でございます。

続いて、この公売等の実績についての事務報告書への記載についてというご質問でございます。

これまで公売物件の結果につきましては、特に事務報告書への記載はしてございませんでした。

今後、近隣自治体等の状況も見据え、個人が特定されないよう、結果の掲載について見極めてまいりたいというように考えております。

○野口博委員長 宮木室長。

○宮木工事検査室長 工事検査室に係りますご質問にご答弁申し上げます。

89番、工事検査基準についてですが、本市におきましては、検査の適切な実施を図るために、独自に摂津市工事検査実施要綱及び摂津市請負工事の検査指針を制定し、工事検査を行っております。

工事検査に際しましては、公共工事の品質確保の促進に関する法律なども尊重しつつ、工事請負契約書、設計図書等に基づき、上記の要綱や指針の定めのとおり、工事の実施状況、出来形及び品質などについて適否の判定を行っているところであります。

次に、質問番号90番、出来形検査の基準についてですが、摂津市工事検査実施要綱によりますと、出来形検査とは、部分払いの請求があったとき、または契約の解除による工事などの中止により確認を必要とするときに行うと定義されております。

具体的には、請求のあった部分の設計図書等のとおり工事が行われ、発注者が要求している機能・性能が発揮できているのかを確認・検査するものであります。

次に、質問番号91番、中間検査と臨時検査の違いについてでありますけれども、摂津市工事検査実施要綱の定義では、中間検査とは、工場などにおいて検査の必要のあるとき、また臨時検査とは、施工工程において特に検査を実施する必要のあると認めるときと定義されているため、例えば配筋検査など、写真だけでは確認が困難な場合の検査を臨時検査として扱っているところでございます。

92番、工事発注件数ですけれども、工事発注件数と工事検査件数とが整合しないというご質問ですが、工事発注件数には、担当課長検査となる500万円未満の小規模修繕が含まれております。

また、工事検査件数には、担当課で契約を交わした工事や平成24年度に契約を交わし、その後、繰越手続をして、平成25年度に完成検査を行ったものもあることから、件数が不整合となっております。

93番、今の検査体制で維持できるのかというお問い合わせですが、現在の工事検査室の執行体制は、土木職員1名と建築嘱託員2名の3名体制であります。うち1名の検査嘱託員の方が10月末日で退職されるため、11月からは2名の執行体制となります。

本来、工事検査は「複数の目で見ると

を原則としているため、建築工事の検査は二人で行いますが、土木工事に関しては、建築嘱託員の方に市職員と同じ立場で検査に関わってもらうというわけにもいかず、2名で検査を実施しているとは言いがたい状況であります。

そのため、人事課には、平成27年度に土木職の1名増員を要望しているところでございます。

同じく質問番号93番、発注金額によって検査体制が違うのかというお問い合わせです。

検査の執行体制が決まっているため、発注金額による検査体制には違いはありませんが、施工規模が大きくなりますと、臨時検査の回数を増やし、また完成検査時には提出書類も多くなるため、時間をかけて検査をすることにしております。

○野口博委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 選挙管理委員会に係りますご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

質問番号94番、昨年度実施されました二つの選挙の世代別投票率についてのお問い合わせでございます。

まず、平成25年7月21日に執行されました参議院議員通常選挙の世代別投票率でございます。20歳代は28.52%、30歳代は37.69%、40歳代は42.44%、50歳代は53.84%、60歳代は66.50%、70歳以上は64.83%でありまして、全体の投票率は49.61%でございました。

同じく、25年9月15日に執行されました摂津市議会議員一般選挙の世代別投票率でございますが、20歳代は21.21%、30歳代は27.64%、40歳代は34.94%、50歳代は43.99%、60歳代は59.39%、70歳以上は62.73%でありまして、全

体の投票率は42.61%でございました。

続きまして、期日前投票の今後の取り組みについてでございますが、ご承知のとおり、現在は市役所本館1階ロビーにて期日前投票所を開設しております。

平成16年の開設時の投票者数は1,240人でしたが、昨年の市議会議員選挙におきましては、5,511人ということで、増加傾向にございます。

この傾向は、北摂近隣市におきましても同様でございますが、豊中市や箕面市などでは、臨時期日前投票所も開設しております。

ゆえに、本市におきましても、投票率の維持向上を目的に、臨時期日前投票所の開設を検討しておりまして、今回の投票所統合に伴いまして、安威川以南地域に臨時期日前投票所を開設する予定でございます。

続きまして、質問番号95番、第1投票所でございます千里丘小学校体育館前の運動場補修についてでございます。

投票当日は、あいにくの雨天でございまして、通路とグラウンドにコンパネを敷きまして対処しておりましたが、さらに台風による大雨がひどくなりまして、投票所に来場されました方の車両によりまして、運動場入り口通路から体育館東側のグラウンドが相当荒れた状態となっていましたので、原状復旧のために、土入れですとか、転圧等の補修を行った次第でございます。

なお、投票所になっている他の小中学校におきましては、特段復旧を要するような状況は発生いたしませんでした。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時27分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

納家課長。

○納家予防課長 予防課に係ります4点について、お答えいたします。

まず1点目、防火対象物査察のポイントと重点的な指導傾向についてお答えいたします。

防火対象物査察のポイントといたしましては、消防用設備の維持管理及び災害時での人命の最優先を考えまして、避難経路の維持管理を重点的に査察を実施しております。特に不特定多数の人が収容される特定防火対象物であっては、バックヤード等の避難経路を重点的に指導しております。

次に2点目、指導改善要求後の確認、検証についてお答えいたします。

査察して指導することで改善された場合は、消防用設備等の改修は消防法で届け出が必要であるため届け出書で確認しまして、避難経路の不備などの場合は写真提出を指示し、写真にて確認しております。また改善が実施されていない場合は、粘り強く指導し改善していただいております。また改善されない場合は、消防法第17条の4に基づき行政処分である命令を発令し、改修していただいております。

3点目、危険物製造所等の査察のポイント等と減少の理由についてお答えいたします。

危険物製造所等の査察のポイントといたしましては、危険物施設の清掃状況、保安監督者及び危険物取扱者への保安指導、日常点検や定期点検の実施状況の確認などを実施しております。

危険物許可施設等の減少につきましては、平成16年度から平成25年度まで連続して減少しております。平成25年度では293施設となっております。

原因としましては、例に挙げますと過去に二十数件ありました営業用の給油取扱所、いわゆるガソリンスタンドが現在では12件と大きく減少しております。それが推測の範囲ではありますが、経済の低迷化や老朽した施設の更新など設備投資の問題などで廃止に至っていると思われる。

4点目、保安事務事業の査察件数と許可施設数及び決算額の減少についてお答えいたします。

まず査察件数と許可施設の減少につきましては、平成24年度に大阪府から移譲を受けまして、大阪府では査察を実施できていない事業も多数ありましたので、まず施設の現状把握を含めました査察を実施しております。大阪府からいただいた資料、台帳では約190施設ありまして、その中で存在しない事業所がありまして、電話連絡、現地確認等を行いまして抹消し、作業を2年かけて実施してきました。その結果、1年目で155施設、2年目で144施設と減少しております。

決算額の大幅な減少につきましては、平成24年度の移譲当初、大阪府から引き継ぎ文書ではありますが、台帳や申請書など文書が段ボールで約110箱にも及びまして、庁舎の一室を書庫にするために改修費と保安三法で使用する備品購入費、また図書購入費などで新規に購入したものがあつたため理由となっております。

○野口博委員長 幸田参事。

○幸田警備課参事 警備課のうち指令通信事業に関する100番、101番、102番のご質問についてお答えいたします。

1点目の緊急性の低い119番通報についてでございますが、119番通報の

中で緊急性の低いもののうち特に多くを占めますのが病院照会などの各種問い合わせでございます。このような通報によって119番回線での通話を極力避けるために、一般回線であります本市消防の代表電話の番号をご案内いたしまして、そちらのほうで病院照会を極力いたすようにご案内を申し上げております。

また、このような119番通報を事前に回避するための対策といたしましては、各種医療相談の窓口であります救急安心センターおおさか、#7119を広く周知、利用していただくための広報活動、各種防災・消防・救急訓練等で119番の正しい利用方法の説明等のさまざまな啓発活動を実施いたしております。

続きまして、101番目の携帯電話やスマートフォンからの通報及び非常時に対応できるのかということの問いに関しましてですが、現在、携帯電話、スマートフォンからの119番通報はかなり増加しております。その中で本市の指令システムの現状といたしましては、簡易型の発信地情報表示システムというのを導入いたしております、発信している通報場所をある程度の範囲、特定可能な機能を有しております。

また、非常事態での災害時における119番の対応でございますが、現有システムで十分対応可能な機能を有しておりますけれども、人員面での課題等、非常時には出てくる可能性がございます。その場合には平日の時間内であれば毎日勤務者の応援等を行い、また夜間・休日の時間外であれば非番員の招集等を行って通信指令員の増員をして対応してまいるということでもあります。

102番目の消防指令センターの平成25年度における進捗状況についてにお答えいたします。平成25年度におきま

しては、吹田市・摂津市消防指令業務共同運用の検討委員会において、先進都市への視察調査、情報収集、各種の会議を開催いたしまして、共同で運用する消防指令センターに係ります整備経費、費用負担、運用体制等について検討をいたしました。また、吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会規約を議会のほうで提案させていただき、ご承認いただきまして、そして吹田市・摂津市両市長の立ち会いの下、協議書の調印式がとり行われ、今年の2月1日から吹田市・摂津市消防通信指令事務協議会を発足いたしております。この中で、予算を初め現在の状況等が報告されたところでございます。

○野口博委員長 橋本課長。

○橋本警備課長 警備課に係ります2点のご質問にお答えします。

まず質問番号103番、緊急消防援助隊についてでございますが、大阪府の近隣の府県における大規模な地震災害や大津波警報発表、火山の噴火の災害が発災すれば、速やかに出動し、また国内における地震、台風、水火災の災害に対しても、必要と判断された場合に登録部隊を出動させることとなっております。

また、より迅速に確実に出動し、より効果的な活動が可能な消防体制を構築することを目的といたしまして、現在もあらゆる災害を想定した各種訓練に参加し、さらにスキルアップを目指しているところでございます。

その中で25年度におきまして、緊急消防援助隊が出動する災害事案がございませんでしたので、需用費の中から消耗品費につきましては今後の活動のための装備品購入で予算執行したものの、災害応援活動事業の約半分を占めます緊急消防援助隊の出動に必要な燃料費、食糧費は予算執行がなかったため、災害応

援活動事業全体といたしましては、委員ご指摘のとおり執行率は50.2%と低いものとなったものでございます。

質問番号106番、消防水利が摂津市域全域に充足しているのかというお問い合わせについてお答えします。消防水利の設置基準によりますと、消火栓のみ、また防火水槽のみでは本市は一部消防水利の不足しているエリアがございます。しかし、消火栓、防火水槽、それにその他の水利でありますプール、池、水槽、河川、これを重ね合わせますと、ほぼ全域がカバーできている状態でございます。

今後も大災害に対応できる消防水利を充足するために、公有施設の設置、インフラ整備に伴う設置等の機会におきまして、消防水利の充実を図っていきたくと考えております。

○野口博委員長 萩原課長。

○萩原警防第2課長 消防署所管分、質問104番、105番、107番についてお答えいたします。

104番、普通救命講習及び防火防災訓練などに新しいメニューを採用してはとのご質問ですが、普通救命講習につきましては3時間の講習時間でAEDを使用した心肺蘇生法を中心に最新の方法による応急手当講習を行っております。防火防災訓練につきましては、通報、避難、消火、煙体験ハウス等を行っております。消防署といたしましては、現在の防火防災訓練を数多くの方に体験していただき、熟知していただくことが重要と考えておりますが、訓練申し込み時に要望をお聞きし、要望に即した訓練を実施してまいりたいと考えております。

105番、火災減少、警戒出動の基準及び消防団一斉メールについてのご質問でございますが、平成25年度の火災件数減少につきましては、幸い火災に至ら

なかったものは警戒出動件数として取り扱っております。連続放火等がなかったためと考えます。また、火災啓発活動として本署3出張所が夜間巡回を行っておりますことも要因と考えられます。また、先日台風19号の消防団警戒出動メールにつきましては、消防団長が特に消防団の事前警戒が必要と判断され、配信されたものであります。消防団一斉メールにつきましては、119番通報時に指令員が火災と判断し、サイレン及び警鐘を吹鳴して出動した場合に配信しております。また、消防団の出動が必要であれば、出動メールを配信いたします。

107番、消防ポンプ車両資機材整備事業において、修理件数が年々増している理由についてお答えいたします。修理につきましては、車両資機材の経年劣化に対する修繕でございます。特に救急車は使用頻度が高く、修理、メンテナンスが多くなっていると考えられます。災害の第一線で活躍する消防車両や資機材におきましては、常に万全の状態を維持しておかなければなりません。今後もできるだけ長く活用し、延命が図られるようメンテナンスを怠ることのないように努めてまいります。

消防車両資機材整備事業の決算の変動につきましてのご質問にお答えします。23年度は経常経費のみで、車両の更新はございませんでした。24年度は消防ポンプ自動車CD-1型が1台、水槽付消防ポンプ自動車1台、高規格自動車が1台の更新を行いました。25年度は消防貨物自動車の更新を行いました。決算額が変動した大きな理由については以上でございます。

○野口博委員長 明原部参事。

○明原消防本部参事 消防本部総務課に係ります2点のご質問にご答弁させてい

ただきたいと思います。

まず、決算概要132ページの消防団活動管理事業の決算額の推移についてご答弁を申し上げます。

ご指摘いただきましたように平成23、24、25年度と決算額は減少しております。通常、変動する要素が大きいものとしては、科目で申し上げますと、消防団の退職報償金と消防施設整備費補助金でございます。

平成25年度決算額からの比較をいたしますと、24年度は消防団の退職者数が多かったということで、決算額は大きなものとなりました。

23年との比較ということですが、これは先ほどの理由とは少し違いまして、消防団員等公務災害補償等共済基金の負担金の金額が膨らんだという要因でございます。これは平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で多くの消防団員がお亡くなりになったり、けがをされた、確か253名か254名の方が亡くなったと思いますけれども、それで基金のほうで補償費が不足したという状況が発生したようです。それで基金側の応急的な措置としまして全国の自治体に追加で負担金を徴収したということで、23年度に追加でお払いしたという事情がございます。金額で言いましたら結構大きくて、本市分934万8,000円です。これを追加で出して、全国の団員に補償したという内容になってございます。

2点目の決算概要の128ページ、消防職員教育訓練派遣事業に係る訓練についてのご質問にお答えいたします。

本市ならではの訓練ということのご質問だったと思いますけれども、本市ならではということでは遠距離大量送水訓練と、ボート訓練が挙げられると思います。本市は豊かな川が流れておりまして、

その豊かな自然水利を生かしまして、通常とは違う極太のホースを長距離延長しまして、数キロ先まで延長できるんですけども、その遠距離大量送水システムの訓練を行っております。また、河川での水難事故ですとか水害の際の内水氾濫に対応いたしますために救命ボートがいつでも出動できますように、日々点検訓練を行っているところでございます。

○野口博委員長 答弁が終わりました。

中川委員。

○中川嘉彦委員 1回目の質問、真摯にお答えいただきましてありがとうございます。

気になったところを2回目、質問させていただきたいと思います。順番は少しばらばらになりますけれども、ご容赦ください。

まず、財政のほうなんですけれども、記事に載ってたので読ませていただきますけれども、歳入と歳出全般に関してなんですけど、茨木市が発行している広報いばらき10月号の中で、平成25年度近隣市、茨木市、箕面市、高槻市、吹田市、池田市、豊中市、そして摂津市との比較が掲載されておりました。市税収入等経常一般財源の一人当たりの額、平成25年度普通会計決算で、摂津市は23万4,000円で一番多く、一番少なかったのは茨木市で18万4,000円でした。それと義務的経費の市民一人当たりの額、平成25年度普通会計決算で、摂津市はこれも一番高く20万3,000円でした。内訳は人件費が6万4,000円、扶助費が10万1,000円、公債費が3万8,000円です。一番低かったのは茨木市で14万8,000円、内訳が人件費4万5,000円、扶助費8万5,000円、公債費1万8,000円となっております。

一概に比較はできませんが、茨木市の人口は27万8,000人です。これを見ると摂津市は市民一人当たりの市税収入が多いが義務的経費も多く、財政的な余裕が余りなく、窮屈な状況になっているのではないかなと客観的に思います。このデータの評価及び認識をお教えいただきたいと思います。

次に、先ほどご答弁いただきました政策推進課のコミュニティセンターのタウンミーティングがどういうメンバーで運営されているかというお答えの中で、自由にメンバーを選んでいるというふうなご答弁だったと思うんですけども、その自由という中でも本当に別府の人たちがそのメンバーの中にどれぐらいいるのかわからない中で本当に別府の民意が反映されているのかなということをもう一度確認の意味で、どういうメンバー、どういう住民の構成で選ばれたのか、お教えください。

それと広報板なんですけれども、先ほど平成14年度以降新設はしていないと、もう充実しているというご答弁だったと思うんですけども、そういうふうな基準みたいなものがないというふうにおっしゃるんですけど、私何か素人からすると、掲示板から半径何メートルに大体1か所、そうすると大体市民が満遍なくいくとか、人口割何人に1基が必要かと、そういうのを設置したらいいのではないかなというふうに思いますんで、それは要望しておきたいと思います。

次に、主要基金の考え方なんですけれども、市債が平成25年度約27億円発行されています。私がびっくりするのは、額もそうですが、償還利子が約4億3,700万円ぐらい、市税の約24.7%に相当します。単純に私は無駄なように感じます。借りているものはもちろん早

くきっちり返すのが鉄則だと思います。貯蓄があるなら全部が全部とは言いませんが、高利回りのものから返済しておいたほうがいいのは当たり前だと思います。一般家庭で考えると、住宅ローンを抱えてて臨時収入でまとまったお金が入ると、元金から減らして借りかえますよね。単純なことかもしれませんが、どうしたらいいかはもうちょっと具体的に検討していただきたいと思いますけれども、この市債というか償還利子、無駄なものを、無駄なものという言い方もおかしいんですけども、それを少しでも抑える方策を検討していただけるよう強く要望しておきたいと思います。

次に、要望なんですけれども、歳出決算額目的別構成比ですが、総括的な予算配分の考え方として聞いていただきたいのですが、私はこの中で教育費に注目しています。審査については所管外ですが、全体像として一言言わせていただければと思います。

平成23年度約35億7,000万円、10.7%、平成24年度29億2,600万円、約9.2%、平成25年度36億7,600万円、11.3%となっています。教育費は現世代または将来日本国を背負っていかなければならない子どもたちのものです。

2001年に内閣総理大臣だった小泉純一郎が所信表明演説で米百俵の精神を引用されました。幕末から明治初期にかけて活躍した長岡藩の小林虎三郎による教育にまつわる故事です。百俵の米を食べばたちまちなくなるが、教育に充てれば、あすの一万、百万俵となる。現状は苦しく辛抱耐えてでも、未来に向けての投資、子どもたちを教育することによって、将来、夢や希望が出てくるとの話です。余り話を深くすると分野が違ってく

るかもしれませんが、私は教育費について、方向性として重点的にわずかでもお金を増やしていくべきだと考えています。日本の教育こそがグローバル化の中で世界と戦っていける唯一の武器、アイテムだと考えます。

また、平成27年度予算編成方針で、地域・子どもに重点を置くことになっています。まさにこのことだと考えます。未来の子どもたちのために先行投資する。ぜひ要望しておきたいと思います。

次に、秘書課なんですけれども、先ほど全国市長会とか近畿市長会、いろんな負担金のお話をいただきました。1点、大阪府市長会で八尾空港のオスプレイか何かのお話が出たんですけれど、もう少しこれ全体でどういうふうな広域連携が行われているのか、そういう議題に何がどういったふうになっているのか、もう少し詳細に、どういう方向で今摂津市はかじ取りをしているのか、そういうふうなニュアンスのことをもうちょっと詳しく教えていただければと思います。

次に、ホームページ事業なんですけれども、ホームページの広告料が広報紙より少ないのには、私びっくりしました。インターネットやスマートフォンなど通信インフラの整備が浸透していますので、もっとアクセスを増やす努力をすると広告料もとれると考えます。平成25年度424万3,457円ですが、全て広告収入で賄うことも可能ではないでしょうか。ホームページの意義は、行政の情報を正確に早く多くの市民の方に伝えることは大前提で大事ですが、おもしろいな、楽しいなというわくわく感も必要ではないでしょうか。そのような動画を駆使したアミューズメント系を加えるようなことなど柔軟に対応することはお考えではないでしょうか。お教え願います。

また、ホームページの更新頻度やホームページの総コンテンツ数ですか、それもお教えいただければと思います。そしてできるかできないかはわかりませんが、ホームページ事業はせつかく保守委託料として民間業者に請け負っていただいているんですから、一括外注のように広告収入の管理もしていただいで、インセンティブのそういうふうな契約でもできないのかなということを要望しておきます。

次に、インターネットのアクセス数ですが、先ほどご答弁で1日、摂津市は70万件というような、事務報告書よりも少し30万件ぐらい多いんですかね、というような答弁をいただき、ありがとうございました。

ただちょっとインターネットのアクセス数を1か月、近隣市の状況を調べたんですが、茨木市112万件、高槻市242万件、吹田市169万件、一概に言えませんが、他市と比較しても、まだ検討の余地はあるのではないかなと思っております。ちなみに人口割すると一人当たり、茨木市では一人4回アクセスしています。クリックですか。高槻市が6.8回、吹田市が4.7回、摂津市は5.5回です。ホームページのアクセスはどのように、どのような点で打ち合わせしているかわかりませんが、そういうところを重視してホームページのアクセスを増やしていただいで、一番重要なことは、このホームページをアクセスしてもらおうということで摂津市の魅力をどうやって市民の方々に伝わるかということが一番大事なことです。それを重点に置きながら、アクセスを増やしていただけるよう要望しておきます。

あと人事課です。今、係長試験というのは大体どれぐらいの方がその試験の受験資格があるのか。中心に言えば例えば

30代の方々が積極的に受験されているのか。その辺を教えてくださいなと思います。

次に、電子自治体です。大阪電子自治体推進協議会に摂津市も参加していると思います。大阪府と大阪府内全市町村が共同して情報システム及び情報ネットワークを整備・運営するとともに、これらの調査、研究を通して電子自治体の実現など推進するとなっています。具体的にはL G W A N府域ネットワーク整備運営電子自治体関連の調査、研究となっていますが、具体的にどういうふうな運用状況なのか、平成25年度含めてお教えいただけますでしょうか。

そして最終的には、電子自治体の意義はコンピューターやネットワーク、情報通信技術、I Tを行政のあらゆる分野に活用して、市民の方や企業の事務負担の軽減や利便性の向上、行政事務の簡素化、合理化などを図り、効率的、効果的な自治体を実現しようとするものです。セキュリティーの問題、個人情報取り扱いなど課題は多くあると思いますが、実現に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

あと、選挙管理委員会ですけれども、先ほど年代別に投票者数をお聞きしましたけれども、やはり全体的に若い人よりも高齢者の方が投票率が高いというのは新聞等ニュースで出てる周知のとおりだと思います。ですので、どうして若い方々に投票所に行ってもらおうか、いろいろ方策はあると思いますけれども、夢物語でいろいろあると思いますけど、携帯、スマートフォンを使うとか、他市で投票できるとか、いろんな方法があると思います。もっと言えば違う投票所で投票できるとか、コンビニ投票だとか、そういうものを公職選挙法とかいろいろ絡みはあ

るかもしれませんが、具体的に電子自治体、そういうふうにネットワークのインフラが整備されつつある中で、その辺はもうちょっと検討していただきたいなということを要望しておきたいと思います。

あと、通信運搬費。文書処理に要するに郵便とかなんですけれども、今、庁舎内は先ほどゆうパックとか、いろいろ検討しているということはありますけれども、今郵便物を配達するのは日本郵便株式会社1社でやっていると思います。その日本郵便だけでなく、今、猫のマークとか飛脚だとか、いろんなそういうふうな業者がある中で、今までの信頼とか実績ということで日本郵便を使われるのはいたし方がないと思うんですけれども、書類の中でも例えばお金に関わる通知書、納付書、そういう大事なお金関係とお知らせ関係、いついつイベントがあると、そういうものを分けて、お金関係のものは百歩譲って日本郵政でも仕方ないと。お知らせとか簡易なものはなるべく入札をして、競争原理を働かせて、違う民間業者にする、そういうことによってたしか1割減らしても300万円ぐらい浮いてくるはずで。300万円ぐらいあったら何ができるとかといったら、先ほどの広報板を新しいものに全部取り替えてもできるんじゃないかな、自分の勝手な臆測ですけど、そういうところに充当するのも一つの手だてではないかなと思いますんで、郵便を各部どれぐらい扱って、どうなっているのか。日本郵便以外のところで民間業者に出すお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 石原課長。

○石原財政課長 財政に係りますご質問にご答弁申し上げます。

一人当たりの経常一般財源と義務的経費についての他市比較等における評価と認識についてでございます。

多少、データのほうが古くなるんですけども、平成24年度決算におけます住民一人当たりの額というものが大阪府から市町村何でもランキングということで出ております。それを見ますと、経常一般財源でいきますと、摂津市は府内41団体のうち6番目に高い数字となっております。経常経費、義務的経費にいきますと人件費では府内で13番目、扶助費では9番目、特に扶助費の単独扶助につきましては一番高い数字となっております。公債費につきましては15番目となっております。義務的経費全体につきましては9番目となっております。

これらのことから、経常的な経常一般財源については本市にはかなり安定的に高い水準で入ってきているものだと感じますが、先ほどからもありますように、本市は景気によってかなり左右されるところもございますことから、義務的経費全体につきまして今府内で上位のほうに占めているということは、やはり財政状況がかなり脆弱化しているといえますか、そういう状態にあるというふうに読み取れるのではないかなと思っておりますので、今後、より一層財政運営について規律ある財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○野口博委員長 谷内田課長。

○谷内田政策推進課長 別府のコミュニティセンター構想事業の会合の別府の方の出席状況についてお答えいたします。

各会合で出席者名簿等を作成しておりませんでしたので、正確な数字といえますか、別府の方が何人来られててというふうな数字のところはちょっと不明なんですけれども、それぞれの会合の様子、

それからご参加いただいた方の顔ぶれ等、今思い起こしますと、ほとんどの方が別府の自治会、周辺自治会の方だったのかなというふうな印象は持っております。また、委員もおっしゃっていただきましたように別府の地域の方のご意見を集約するということがかなり重要になってくるというふうにも考えておりましたので、別府小学校区の自治会の方には自治会長を通じましてその会合の様子を記したニュースレターの配布、それから次回会合の開催通知、そういったものを会員の皆様に回覧いただきまして、会合の周知を図り、また会長のほうも各会員の方から意見をお伺いいただいた上で会合にも出席いただいたところでございます。

○野口博委員長 池上課長。

○池上秘書課長 大阪府市長会での取り組みについてご説明させていただきます。

先ほど、オスプレイというものを一例で出しましたけれども、市長会につきましては先ほども申し上げましたように、国・府の施策並びに予算に関する要望や、あと各種調査、研究等を行われております。その中で、大阪府も府の施策の説明等を市長会の会議の中で報告されたりということで、府と市が連携して大阪府全体のために施策を進めていくというような連携した取り組みが今なされているということです。

先ほど、オスプレイの問題を言いましたけれども、これに関しましては府の施策に対してどうのこうのということではなく、今言いましたように何かあるときには大阪府から府内市町村に関係することについてはある一定の説明を受けながらともに進めてきたという中で、この問題に関しては突如知事の口から出てきたというようなことだったと思います。それに対して市長会として協議されて大阪

府にきちっと連携してやっていこうという申し入れをされたということでございます。そのほかにも府と市町村が、いろいろ協力してやっていくというのが基本的な姿勢、スタンスだというふうに思っております。

○野口博委員長 荒井参事。

○荒井秘書課参事 ホームページのご質問にお答えいたします。

現在使用しているホームページはコンテンツマネジメントシステム、いわゆるCMSと呼ばれるもので、初心者でもホームページを簡単に制作できる反面、例外的なページをつくるのが難しいというものでございます。

動画等新たなツールをさまざま追加していくためには予算も発生してまいります。どのようなものを使い、魅力を発信していくかを考えるとともに、最新のホームページシステムを研究してまいりたいと考えております。

なお、総コンテンツ数でございますが、これまでデータをとっておりませんでした。システムの可能かどうかを今後調査してまいりたいと思います。

○野口博委員長 大橋課長。

○大橋人事課長 2回目の質問にご答弁させていただく前に、1回目のご質問の中で私の答弁が不十分な部分がございますので、補足的に答弁をさせていただきますと思います。

時間外勤務手当の答弁でございますけれども、時間外勤務時間数が少なければよいというものではなく適切にということの答弁をさせていただいたんですけれども、時間外勤務というものはあくまでもルーチン業務には対象としておりませんので、当該年度における臨時的、突発的な業務にかかる時間外勤務時間数について適切に精査をさせていただいてとい

う趣旨でございますので、補足答弁とさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは2回目のご質問ですが、係長試験についてでございます。係長試験を受験するための要件というものが、係長の一つ前の職位で副主査というのがございます。副主査級に2年以上ということが条件になっておりまして、おおむね年齢で言いますと30歳程度ということと言えます。先ほど受験者と合格者の数を答弁させていただいたんですけれども、24年で受験者15人に対して対象者が46人、25年ですと受験者が20人に対して対象者が56名、両方とも33%、36%ということで、おおむね新たに資格を得られた方については、ほぼ受験をさせていただいているように思うんですけれども、やはり年齢のところはいろいろ対象者の方にはおられますので、そのところの細かい分析は今資料として持ってないんですけれども、そういったことがございますので、できるだけ受験をさせていただくように啓発等もしていきますけれども、最終的にはやはりその職員本人のやる気の部分であるかなというふうには思っております。

○野口博委員長 楨納課長。

○楨納情報政策課長 2回目の質問にお答えさせていただきます。

大阪電子自治体推進協議会は、国のe-japan戦略を実現するために、平成14年4月に府下全市町村が参加して設立されました。協議会の主な事業といたしましては、電子申請等のシステムを共同開発することで、各自治体の負担軽減を図ることを目的としております。

一方、LGWANは電子政府、電子自治体の基盤となる行政専用のネットワークで、地方自治体間のコミュニケーショ

ンの円滑化や情報共有、行政事務の効率化、アプリケーションの共同利用などによる重複投資の抑制などを旨とし、平成13年に創設されました。昨今では戸籍の副本管理システムや登記オンラインシステムなど業務に利用されることが多くなっております。

また、府省間ネットワークである霞が関WANとの相互接続による国の機関との情報交換等にも利用され、非常に必要性の高いものとなっております。

○野口博委員長 松方課長。

○松方総務課長 2回目のご質問についてお答えいたします。

郵便局でなくとも、実績、信頼があればいわゆる宅配便を利用するということはどうなのかということだと思いますが、これは埼玉県で2011年3月に、埼玉県庁が、いわゆる宅配便のメール便を使いまして、その部分について郵便法違反で書類送検されたという事件が起きております。これについては郵便法の規定では荷主の責任も問われるために、発注した県庁職員についても警察において事情聴取されたと。最終的には起訴猶予で終わったということですが、あくまでも郵便法については信書性ということがうたわれております。

では、信書性とはどういうことかという、特定の受取人に対して差出人の意思を表示し、または事実を通知する文書をいうと定義されております。これは郵便法の第4条第2項でございます。信書とはどういうものなのかといいますと、書状、請求書、申込書、契約書、回答書、またレセプト、それから会議の招集案内、式典の案内、それから許可証、免許証、認定証、表彰状、印鑑証明書、戸籍謄本、ほぼ市役所、市として業務する内容がほぼここに含まれておりまして、それでは

信書性でないものは何かといいますと、一般にいわれる書籍、新聞、カタログ、小切手、プリペイドカード、乗車券、そういうものが信書性でないということになっております。

いわゆる一番先頭を切って民間でやっているのはヤマト運輸というところでございますけれども、そこが総務省については抗議をし、総務大臣の諮問機関であります情報通信審議会で見解を答弁をされておいて、その経緯はまだ結果が出てない状況でございます、私どもとしてもやはりこういう事例がありますので、今の現時点では郵便局を使っていきたいというふうに考えております。

それと各部署ごとの内訳ということでございますが、私どものほうでは郵便を100通以上にまとめて出す差出表というものと、機械がありまして料金計器といたしまして、重さを自動的にはかって金額を出すという料金計器のもの、それから受取人払いという、こういう種別では集計を出しておるんですけども、何分個々の数字について日々の計算で積み上げという集計は出しておりませんので、申しわけありません。

○野口博委員長 中川委員。

○中川嘉彦委員 ありがとうございます。

係長試験の件です。30代前半の受験資格のある方が先ほどの答弁、数字は具体的に聞き取りにくかったんですけども、多分全員が全員、10人受験資格があったら10人受験していないと思うんですけども、やはりこれから摂津市、人材が宝だと、本当に人は財産だというふうに言ってる中で、やはり若い30代そういうふうな係長を目指すような方が実際もう「自分が、自分が」というふうモチベーションを上げて、こうやって

係長になるんだ、そうやって摂津市を変えていくんだというような気概がないとやはりこの摂津市、今本当に財政状況が厳しい中でやっていけないと思うんですよ。ですので、中堅世代の若い世代、一番最初にくる試験が係長試験かどうか、私わからないですけど、係長試験にみんながみんな、ぜひ我こそが早く試験に受かる、こういうふうなモチベーションを上げて、受験率を上げてもらうように、そういうふうな環境づくりをやっていたきたいなと思います。

あと郵便のお話ですけども、今、クロネコは何かの諮問機関で結果が出てないとかというお話をいただきました。ただ、今摂津市の状況を考えると、こういうふうになっている、削れるものがあるんであれば、民間に出せば安くできるんであれば、何とか法で、信書とかいろいろ扱いはあるかもわからないですけども、今は背に腹はかえられないんじゃないかなと。

今摂津市の状況は、たしか標準財政規模が180億円ぐらいの中で中期財政計画の平成32年度にはマイナス36億円、今預金が60億ぐらい、貯金というんですか、ある中で、先に6年かそこらいくと60億円の貯金がマイナス36億円ぐらいにたしかなるはずだと思うんです。そんな状況、その36億円というのは標準財政規模が180億円で、約2割、36億円以上といたら赤字再建団体になるようなそういうふうな指数の数字だと思います。だからそういうふうになれば本当に摂津市も夕張みたいに実際になるんじゃないかということに危惧している中で、本当にできること、人件費とかは今まで皆さんいろいろご努力していただいていると思います。だからいろんな分野で考えると、郵便についてこういう

ふうな民間を活用したら安くなるんだということがあれば、それを活用していくのが一番ベターなんではないかなと思います。

例えば夕張みたいに、財政再生団体になると、自分が調べた中では、市の職員が約4割になって、議員の数も半分、学校も中・高で7か所ぐらいあったのが1校になって、出先の支所みたいなものも全部廃止されたというふうに聞いています。そういうふうにもうすごいことなんです。だからこそ、とにかくやれること、やれる部分、できることであれば、それを本当に検討していただきたいということ強く強く要望しておきます。いろいろばたばたして段取り悪かったですけれども、これで終わります。ありがとうございました。

○野口博委員長 中川委員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後4時20分 休憩)

(午後4時21分 再開)

○野口博委員長 再開します。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後4時22分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 三好 義治